

令和3年7月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和3年7月28日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年7月28日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	会計管理者兼 兼 税務課長	大平弘明君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君	建 設 課 長	川崎順二君
産業経済課長	藤永尊生君	水道課長	橋川貴月君	教 育 次 長	水本淳一君
農業委員会事務局長	金子剛君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君
議会事務局書記	山下慶君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議員派遣結果

- (1) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会
理事会

日程第4 町長報告

- (1) 報告第1号 令和2年度 佐々町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
(2) 報告第2号 令和2年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書
(3) 報告第3号 令和2年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書
(4) 報告第4号 令和2年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書
(5) 報告第5号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
(6) 報告第6号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
(7) 報告第7号 専決処分した事件（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第1号））
(8) 報告第8号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
(9) 報告第9号 専決処分した事件（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第2号））
(10) 新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査

- ① 条例等について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査

- ① その他緊急を要する事案について

日程第6 一般質問

- (1) 6番 阿部 豊 議員
(2) 1番 平田 康範 議員
(3) 5番 長谷川 忠 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

改めまして、おはようございます。

ただ今から、令和3年7月第2回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様おはようございます。

本日は大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和3年度の7月の佐々町の定例議会の第2回ということで定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に御臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ことし皆様方におかれましても、私もそうでございますけど、改選が行われまして初めての議会でございますので、私も挨拶を兼ねて所信の表明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでの町民の皆様方や事業所の方々の御協力によりまして、県内では6月に入ってから減少傾向となりまして、本町におきましても6月26日の佐々町で29例目の感染者を最後に感染者が発生しておりません。しかしながら、皆様御存じのとおり、全国的に感染が拡大傾向に推移をしております、長崎県も7月21日に感染段階のステージを2へ引き上げておるわけでございます。なかなか収束の見えない中で、町でも国や県から出される情報に注視しながら、引き続き新しい生活様式の実践と、それから感染防止策の協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、コロナ後の町民の生活、経済活動への対応についてもそれぞれの局面を想定しながら、必要な支援を考えなければならないのではないかと考えておる次第でございます。

さて、先ほど申しましたように、6月20日の佐々町長選挙におきましては、町民の皆様方をはじめ、多くの方々からの御信任をいただきまして、四たび佐々町のかじ取り役を仰せつかわせてまいりました。身の引き締まる思いでございます。この重責の重さを改めて感じるとともに、町民の皆様方の大きな期待と信頼に応えられますよう、皆様の声に真摯に耳を傾けながら、初心を忘れずに町政の推進に向けて全力を尽くしてまいりたい所存でございます。町民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、引き続き、支援、御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

私はこれまで、誰もが安心して暮らすことができるまち、自然と産業が共生できる豊かな町を目指して町政を進めてまいりました。第6次佐々町総合計画では、「暮らしのいちばん！住むならさざ」を将来像に掲げ、子育て支援やそれから地域福祉の充実、安全、安心なまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。特に地域福祉分野では、平成30年度に第7回健康寿命をのばそうアワードの介護予防・高齢者の生活支援分野におきまして、厚生労働大臣最優秀賞を受賞することができました。これは私だけではなく町民の皆様方、それからボランティアの方々なくしては成し遂げられない事業だったのではないかと考えておまして、自分たちの地域は自分たちで支えるという郷土愛を感じることができる皆様の活動に、心から改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今後も、これまでの子育て支援、地域福祉の事業につきましては、継続発展させながら進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

今年3月に町政を進めていく中で、新たな羅針盤、第7次佐々町総合計画「みんなが輝き、みんなで創るまち」が策定されました。この中で7つの基本目標が定められています。私の所信とこれからの目標実現のために事業を重ね、その一端を述べさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、基本目標、「医療・福祉」が充実したやさしいまちでは、外出支援タクシーの助成制度の拡充、地域まるごとサロンでの多世代間の交流、0歳児から2歳児までの保育料の軽減、第3子目の給食費無償化などを推進してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の基本目標でございます。「教育・文化」で輝くまちでは、生活困窮者やひとり親世帯の子どもへの学習支援、高等教育学習者への奨学金制度の拡充などを進めてまいりたいと思っております。特に適切な学校施設への維持管理をしながら、4大事業の一つであります給食センターの建設を進めてまいりたいと思っております。

次に、3つ目の基本目標、「生活・安全」を大切にすまちでは、公営施設の長寿命化、都市計画のマスタープランの策定、町なかの町有地の有効活用、防災訓練などを進めてまいりたいと思っております。特に今、民間事業において処理をお願いしております、し尿浄化槽汚泥につきましては、これを4大事業の一つに掲げております、し尿等前処理施設の建設事業として、

下水処理場に施設の建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、4つ目の基本目標であります、「自然・環境」を守り続けるまちでは、ごみの減量化や自然エネルギーの活用を進めながらごみ処理施設長寿命化事業を行い、施設の長寿命化をしながら安全で安心な廃棄物の処理施設の運営に努めたいと思っておりますし、また廃棄物処理については、将来的に広域処理が必然だと考えておりました、廃棄物処理施設の長寿命化を図りながら、並行して広域化を推進したいと、模索をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、5つ目の基本目標であります、「産業・観光」でにぎわうまちでは、農業に意欲のある多様な担い手の育成支援やそれから農業の生産環境の整備、起業、創業者への相談環境の整備やアドバイザー派遣、そして観光地域交流施設としましては、佐々駅舎の改修を進めてまいりたいと考えております。

次に、6つ目の基本目標であります、「行政・財政」が持続可能なまちということで、機能的・効率的な行政サービスを進めるために組織の見直しと人材育成の強化、業務改善、行政評価システムの導入などを進めてまいりたいと思っております。また、佐世保市を中心としました西九州させば広域都市圏での連携を強く推進しながら、広域連携による行政サービスの向上と効率化を図りたいと考えています。

さらに、住民の安全・安心にもつながります、防災拠点となる新庁舎の建設やまちなかにある町有地を含め、遊休町有地の活用を図りながら堅実な資産管理を行っていきたいと考えております。

最後に、7つ目の基本目標、「情報共有・協働」のみんなのまちでは、先ほど述べました6つの目標を進めるために、あらゆる分野において多様な住民と協働を創出した多様な交流の中で、まちづくりを展開できるような仕組みをつくりながら、住民に寄り添った親しみのある役場を目指しております。

さて今回、皆様方御存じのように、町長報告としまして10件、それから10議案の審議をお願いしております、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ですが、御理解をいただきまして、全議案につきまして御認定をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議会開会にあたって、私の4期目の所信の一端を述べさせていただきました。我が町は皆様御存じのとおり、ことし町制施行80周年を迎えました。先人たちが築いてきた今日までの多くの成果を礎としながら、新しい町の躍進に向けて最善を尽くしてまいりたいと考えております。今後とも、町民の皆様とそれから議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、本定例会の開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

7月本定例会の会期については、先にお配りいたしました日程表のとおり、7月28日本日から7月30日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

7月28日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1番目に議員派遣結果1件の報告を私から行います。

次に、町長報告です。10件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。

1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名のうち3名の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

7月29日、本会議2日目です。28日に引き続き、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名のうち4名の方の質問です。

次に、発議第3号の1件です。終了後、散会となります。

7月30日、本会議3日目です。議案審議です。

議案第34号から議案第43号の10議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第4号の1件です。

続きまして、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、改めて御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、7月28日、29日、30日です。

お諮りします。本定例会の会期は、7月28日本日から7月30日の3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は7月28日本日から7月30日の3日間に決定しました。

日程表に従って、議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

議員派遣結果の1件を私から行います。

諸般の報告の資料です。

7月臨時議会の発議第2号の派遣を決定しました。伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会理事会在、令和3年7月15日に平戸市において開催され、産業建設文教委員会正副委員長が出席しております。令和3年の総会日程や総会の案件な

どについて協議が行われております。今報告しました議員派遣結果の1件、関係資料は議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

10件の報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告第1号からよろしくお願ひ申し上げます。

報告第1号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。令和2年度佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書。

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは1ページをお願いいたします。

令和2年度佐々町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎での感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額484万円、翌年度繰越額484万円、未収入特定財源として国県支出金235万6,000円、一般財源として248万4,000円。これにつきましては、コロナ対策の分で業務用加湿空気清浄機の購入の分でございます。これについては、令和3年6月完了済みでございます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費、事業名、証明書等コンビニ交付システム構築事業、金額1,137万4,000円、翌年度繰越額1,046万円、未収入特定財源として国県支出金1,013万6,000円、一般財源32万4,000円です。この事業につきましてもコロナ対策でございまして、新しい生活様式が求められる中、その感染防止ということで、マイナンバーカードを活用した住民票や課税証明書など各種証明書をコンビニでも取得ができるようにすることで、住民の利便性の拡大を図るというものでございます。システム改修等の分でございます。これについては10月完了見込みとなっております。

続きまして、2款総務費1項総務管理費、事業名、ぴったりサービス事業、金額121万円、翌年度繰越額121万円、未収入特定財源として国県支出金58万9,000円、一般財源62万1,000円です。これについてもコロナ対策の分でございまして、各種届出をマイナンバーカードを利用して、パソコンやスマートフォンからオンライン申請ができるようにすることで人との接触を極力少なくするというもので、住民の利便性にも向上を図るものでございます。これにつきましてもシステム導入費用となっております。これについては、7月に完了済みということになっております。

続いて、2款総務費1項総務管理費、事業名、サーバー室での感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額22万円、翌年度繰越額19万8,000円、未収入特定財源として国県支出金10万7,000円、一般財源9万1,000円です。これについてもコロナ対策ということで、電算室での低

濃度オゾン発生装置を購入するものでございます。これについては4月に完了済みでございます。

それから続いて、2款総務費1項総務管理費、事業名、新生児特別定額給付金事業、金額200万円、翌年度繰越額140万2,000円、未収入特定財源として国県支出金140万1,000円、一般財源1,000円でございます。これは繰越事業の分で4月の、令和2年4月28日から令和3年4月1日生まれの新生児に10万円を給付をするものでございますけれども、繰り越した後の実績としては8名分でございます。これは5月に完了済みでございます。

続いて、3款民生費1項社会福祉費、事業名、福祉センターでの感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額311万8,000円、翌年度繰越額149万500円、未収入特定財源として国県支出金149万円、一般財源500円です。これにつきましても、コロナ対策でございまして、福祉センターでの空間除菌脱臭機の購入の分でございます。これにつきましては4月完了済みでございます。

続いて、3款民生費2項児童福祉費、事業名、保育所等施設整備費補助金、金額2億4,615万7,000円、翌年度繰越額2億4,615万7,000円、未収入特定財源として国県支出金2億1,880万7,000円、一般財源2,735万円でございます。これについては7月末の完了見込みとなっております。

続いて、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、PCR検査費助成事業、金額1,560万8,000円、翌年度繰越額1,559万4,545円、未収入特定財源、国県支出金が759万2,000円、一般財源800万2,545円です。これについてはコロナ対策ということで、令和4年1月末の完了見込みとなっております。

続いて、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、自宅待機世帯生活支援事業、金額399万1,000円、翌年度繰越額399万1,000円、未収入特定財源として国県支出金194万3,000円、一般財源204万8,000円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスに感染した方等の接触により自宅待機を余儀なくされました世帯に対して、生活用品の支援を行うことで、生活の安定化を図るものでございます。これにつきましては、令和4年1月末の完了見込みとなっております。

続いて、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額7,257万3,000円、翌年度繰越額7,241万6,000円、未収入特定財源として国県支出金7,053万8,000円、一般財源187万8,000円です。これについては令和4年3月末の完了見込みとなっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、事業継続支援給付金事業、金額1,240万6,000円、翌年度繰越額1,080万6,000円、未収入特定財源、国県支出金で567万3,000円、一般財源513万3,000円です。これについては、実績が10件となっております。6月末完了済みでございます。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、大新田排水機場補修事業、金額5,047万9,000円、翌年度繰越額5,047万9,000円、既収入特定財源として110万円、これは公共施設整備基金の繰入金でございます。未収入特定財源として、国県支出金3,530万8,000円、地方債1,360万円、一般財源47万1,000円です。これについては5月完成済みでございます。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、ため池ハザードマップ作成事業、金額225万1,000円、翌年度繰越額225万1,000円、未収入特定財源として国県支出金207万1,000円、一般財源18万円です。これは7月完了済みでございます。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、農村地域防災減災事業負担金（ため池整備）、金額612万8,000円、翌年度繰越額612万8,000円、未収入特定財源として、地方債530万円、その他76万6,000円、一般財源6万2,000円です。これは木場地区の帽子田ため池の整備の分でございます。9月の完成見込みとなっております。

続いて、7款商工費1項商工費、事業名、事業継続支援給付金事業、金額8,358万4,000円、翌年度繰越額7,193万7,966円、未収入特定財源として、国県支出金3,897万円、一般財源3,296

万7,966円。これも6月末完了済みでございますけれども、繰越分の実績として116件、令和2年度中にも支出をしておりますので、令和2年度中が32件ございました。この事業を合わせて148件の実績ということになります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、道路橋定期点検事業、金額800万円、翌年度繰越額800万円、未収入特定財源として国県支出金440万円、一般財源360万円です。これは国の補正予算に伴う分でございますけれども、令和4年2月末完了見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化対策事業、金額2,400万円、翌年度繰越額2,400万円、未収入特定財源として、国県支出金1,100万円、地方債900万円、一般財源400万円です。これにつきましても国の補正予算にかかるものでございますけれども、合わせて3つの橋梁の長寿命化の対策工事の分でございます。これは11月完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費3項河川費、事業名、河川改良事業、金額2,280万円、翌年度繰越額2,280万円、未収入特定財源として2,240万円、一般財源40万円です。これについては、江里川支流と川添川支流の改良事業でございますけれども、5月完成済みでございます。

続いて、8款土木費5項都市計画費、事業名、公園施設長寿命化事業、金額3,400万円、翌年度繰越額3,400万円、未収入特定財源として、国県支出金が1,600万円、地方債1,600万円、一般財源が200万円です。これにつきましても、国の補正予算に伴うものでございまして、千本公園の遊具の長寿命化事業でございます。これは令和4年2月下旬の完成見込みとなっております。

続いて、9款消防費1項消防費、事業名、第4分団消防詰所建替事業、金額4,000万円、翌年度繰越額3,600万円、未収入特定財源として地方債3,500万円、一般財源100万円です。これは8月の完成見込みとなっております。

続いて、9款消防費1項消防費、事業名、自主運営避難所（町内会運営避難所）での感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額330万円、翌年度繰越額330万円、未収入特定財源として、国県支出金160万7,000円、一般財源169万3,000円です。これにつきましても、コロナ対策の分でございます、低濃度オゾン発生装置の購入にかかるものです。7月完了済みでございます。

続いて、10款教育費2項小学校費、事業名、学校保健特別対策事業、金額280万円、翌年度繰越額280万円、未収入特定財源として国県支出金208万2,000円、一般財源71万8,000円です。これにつきましてもコロナ対策の分でございます、昨年度の夏季休業期間の短縮等によりまして教職員の研修機会を逸したその職員に対しまして、学校教育活動の円滑な運営を支援するものでございます。これは令和4年3月末完了見込みとなっております。

続いて、10款教育費2項小学校費、事業名、学校での感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額605万円、翌年度繰越額605万円、未収入特定財源、国県支出金が294万6,000円、一般財源310万4,000円。これについては小学校の低濃度オゾン発生装置の購入の分でございます。これは10月完了見込みとなっております。

続いて、10款教育費3項中学校費、事業名、学校保健特別対策事業、金額120万円、翌年度繰越額120万円、未収入特定財源、国県支出金が89万2,000円、一般財源が30万8,000円です。これについては小学校と同様の事業となっております。令和4年3月末の完了見込みとなっております。

続いて、10款教育費3項中学校費、事業名、学校での感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額341万円、翌年度繰越額341万円、未収入特定財源として国県支出金166万円、一般財源175万円です。これも小学校と同様、低濃度オゾン発生装置の購入の分でございます。これも10月完了見込みとなっております。

続いて、10款教育費3項中学校費、事業名、デジタル教科書購入事業、金額250万円、翌年度繰越額203万7,860円、一般財源が203万7,860円です。これは5月完了済みでございます。

続いて、10款教育費 5 項社会教育費、事業名、公民館外壁補修事業、金額155万円、翌年度繰越額155万円、一般財源155万円です。これは台風被害に伴う補修でございますけれども、これは8月完成見込みとなっております。

続いて、10款教育費 5 項社会教育費、事業名、公共施設での感染拡大防止のための対策物品購入事業、金額159万4,000円、翌年度繰越額159万4,000円、未収入特定財源として77万6,000円、一般財源81万8,000円です。これもコロナ対策でございますけれども、社会教育施設に加湿空気清浄機、またテレビモニターを購入するものでございます。9月末の完了見込みとなっております。

続いて、10款教育費 6 項保健体育費、事業名、体育施設屋根補修事業、金額229万円、翌年度繰越額229万円、一般財源229万円。これについても台風被害の分でございますけれども、サンビレッジ・さざの屋根補修と南部地区体育館の屋根補修の分でございます。これは8月完成見込みとなっております。

続いて、11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、事業名、2年災農地災害復旧事業、金額600万円、翌年度繰越額600万円、未収入特定財源として、国県支出金207万8,000円、地方債170万円、その他60万3,000円、一般財源161万9,000円です。これは農地災害の1か所分でございますけれども、7月完成済みでございます。

3ページをお願いいたします。

続いて、11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、事業名、2年災農業用施設災害復旧事業、金額300万円、翌年度繰越額241万9,200円、未収入特定財源、国県支出金166万9,000円、地方債40万円、一般財源35万200円です。これも農業用施設の1か所分の災害復旧でございます。7月完成済みでございます。

続いて、11款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費、事業名、2年災公共土木施設災害復旧事業、金額2,090万円、翌年度繰越額2,090万円、未収入特定財源として国県支出金1,056万2,000円、地方債790万円、一般財源が243万8,000円です。3か所分の災害復旧工事でございますけれども、2か所分は完成しておりまして、残り1か所が8月完成見込みとなっております。

合計金額6億9,933万3,000円、翌年度繰越額6億7,771万2,071円、既収入特定財源として110万円、未収入特定財源として国県支出金4億5,265万3,000円、地方債1億1,130万円、その他136万9,000円、一般財源が1億1,129万71円。

令和3年7月28日提出、令和3年5月31日調製。佐々町長。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第2号、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。令和2年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1ページ目を御覧ください。令和2年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、水道施設建設改良事業、継続費の総額 9 億 3,749 万 5,000 円、2 年度継続費予算現額、予算計上額 2 億 3,400 万円、前年度繰越額 5,225 万円、計 2 億 8,625 万円、支払義務発生（見込）額 2 億 4,442 万 3,000 円、残額 4,182 万 7,000 円、翌年度繰越額、4,182 万 7,000 円、翌年度繰越額に係る財源内訳、企業債 1,500 万円、損益勘定留保資金 2,682 万 7,000 円となっております。企業債ですけれども、2 年度から 1 件繰越しをしております。1 号ろ過池、7・8 池の更新工事の分が繰り越しておりますので、それが今年度 9 月に完成予定となっておりますので、その分が企業債として上がっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
報告第 3 号、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和 3 年 7 月 28 日提出、佐々町長。
記。令和 2 年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。
次ページ以降は、水道課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）
1 ページ目を御覧ください。令和 2 年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。
地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額として、1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、工事負担金（志方地区配水管更新工事）、予算計上額 1,850 万円、翌年度繰越額 1,850 万円、左の財源内訳としまして、企業債が 920 万円、損益勘定留保資金として 930 万円。説明としましては、下水道の本管工事とあわせて水道事業の更新が必要となりましたのであわせて発注したところ、埋設管の位置の確認をしたところ、当初想定と違いがありましたので、不測の日数を要して工事が延びております。そのための工事負担金も支払いが繰り越したという結果になっております。
以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
報告第 4 号、地方公営企業法第 26 条 3 項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和 3 年 7 月 28 日提出、佐々町長。
記。令和 2 年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。
次ページ以降につきましては、水道課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。令和2年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としまして、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、志方地区污水管接続工事（2・3工区）、予算計上額4,291万6,000円、支払義務発生額1,491万6,000円、翌年度繰越額2,800万円、左の財源内訳、企業債としまして610万円、国庫補助金としまして680万円、損益勘定留保資金等1,510万円、これは先ほど上水道のほうで御説明しました負担金をいただいてあわせて工事をしている分で、同じようにNTTの既設埋設管の位置が当初と違ったことによりまして工期を延長しております。ちなみに7月末、今月7月末に完成予定としております。

1款資本的支出1項建設改良費としまして、事業名、し尿等前処理施設基本・実施設計業務委託、予算計上額4,923万円、支払義務発生額523万円、翌年度繰越額4,400万円、左の財源内訳としまして、企業債1,450万円、国庫補助金2,150万円、損益勘定留保資金等としまして800万円、これにつきましては、し尿施設までの運搬ルートが6月の地元説明会等により決まりまして、その後、基本設計、実施設計を発注したものです。令和4年3月末の完成予定となっております。

同じく1款資本的支出1項建設改良費としまして、中央地区5号雨水支線整備工事、予算計上額2,152万円、翌年度繰越額2,152万円、左のうち財源内訳、企業債1,140万円、国庫補助金901万円、損益勘定留保資金等111万円、これは12月に国の補正予算があったために行っておるものです。失礼しました、2月ですね。それと、これにつきましては令和3年11月に完成予定となっております。

次です。1款資本的支出1項建設改良費、事業名の大新田中継ポンプ場耐震対策工事実施設計業務としまして、予算計上額2,100万円、翌年度繰越額2,100万円、左の財源内訳としまして、企業債990万円、国庫補助金1,000万円、損益勘定留保資金等110万円、これも国の追加補正があったもので対応しているものです。ちなみに令和4年3月末に完成予定となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第5号とそれから報告第6号につきましては、関連がございますので、合わせて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

報告第5号 専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。

2、専決処分日、令和3年4月20日。

次に、報告第6号 専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。

2、専決処分日、令和3年4月20日。

この件につきましては、児童扶養手当の事務遅延が生じたことによりまして、したことに對

しまして、誠に遺憾でありまして、皆様方の信頼を裏切ることになったということで、心からおわびを申し上げたいと思います。御家族の皆様方、それから町民の皆様方、議会の議員の皆様方に多大なる御心配、御迷惑をおかけしましたことに対しまして、心からおわびを申し上げたいと思います。再びこのようなことが起こらぬよう信頼回復に努めてまいりたいと考えておりますが、このたびは本当に誠に申し訳なかったと思っております。

この2件につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、町長報告第5号を1枚めくっていただければというふうに思います。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和3年4月20日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（児童扶養手当事務遅延に係る和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日（和解年月日）、令和3年4月14日。

3、損害賠償額、14万1,535円。

めくっていただきまして2ページになります。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

5、事案の概要、児童扶養手当事務の遅延により、平成30年度から令和2年度分の就学援助費（佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱（平成22年佐々町要綱第3号）による）が受給できなかった事案について、就学援助費を受給できなかったことにより生じた損害について、損害賠償金を支払ったもの。

6、和解の概要、児童扶養手当事務処理の遅延によって、就学援助費を受給できなかったことにより生じた損害について、佐々町の損害賠償額を14万1,535円と定め、相手方に支払う。本件に関し、他に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

続きまして、すみません、報告第6号のほうをよろしくお願ひします。

1枚めくっていただきまして。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和3年4月20日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（児童扶養手当事務遅延に係る和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日（和解年月日）、令和3年4月16日。

3、損害賠償額、40万6,400円。

めくっていただきまして裏のページになります。2ページになります。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

5、事案の概要、児童扶養手当事務の遅延により、平成30年度から令和2年度分の就学援助費（佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱（平成22年佐々町要綱第3号）による）が受給できなかった事案について、就学援助費を受給できなかったことにより生じた

損害について、損害賠償金を支払ったもの。

6、和解の概要、児童扶養手当事務処理の遅延によって、就学援助費を受給できなかったことにより生じた損害について、佐々町の損害賠償額を40万6,400円と定め、相手方に支払う。本件に関し、他に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認をする。

以上、今、町長報告第5号、第6号に係ります2件の和解及び損害賠償事案につきまして、御説明をさせていただきました。相手方となる住民の方に対しましては、私ども職員の事務遅延によりまして大変厳しい生活を強いる形となったことを本当に深くおわびを申し上げたいというふうに思います。また、議会の皆様をはじめ多くの住民の皆様に対しましても、深くおわびを申し上げ、本当に申し訳ございませんでした。

今回のその2件につきまして、もう少し詳しく説明をさせていただければと思いますが、本事案につきましては、児童扶養手当の受付事務が遅延したことによる損害賠償事案として対応したものでございます。この2件とも遅延期間が、先ほど申しますように、3年という長期に及びますけれども、県との最終的な事務調整の結果、この遅延した期間に係る児童扶養手当は全て漏れることなく支給をしていただいたところでございます。しかしながら、遅延期間に係る3年間において、教育委員会の所管になりますけれども、先ほど申し上げます就学援助費、いわゆる学用品費や給食費、PTA会費、新入学用品費などの支援を受けることができなかったことから、その対応方法につきまして、町村会の顧問弁護士とも相談をさせていただき、対応を進めてきたところでございます。その結果としまして、対応は、児童扶養手当の事務遅延により支給決定が遅れ、就学援助費を受けることができなかった、受ける機会を奪ったことになるとの考えから、損害賠償事案として処理をすべきということで対応させていただいたところでございます。

まず、第5号についての流れですけれども、本事案につきましては、平成30年4月に佐々町に転入をされ、転入手続の際に児童扶養手当の申請をなされたものでございます。その申請手続において、同居人の方がいらっしゃったことから、その同居人との生計が別であることの確認のため書類の提出等の事務処理を行う中で、結果として3年間という事務手続が完了しないまま事務が停滞したというものでございます。この約3年間という期間、私を含め、他の職員もそのような事態になっていることに気付くことなく時間が経過したところでございます。その担当者が昨年11月から体調を壊し、その後、病気休暇というふうな形になったことから今回の事務が発覚したというところでございます。その後、申請者に連絡を取り、県の指導を受けながら事務を進めることで、ことしの1月に申請時点に遡って認定をしていただいたところでございます。先ほども申しますように、結果として、その3年間にわたって教育委員会所管の就学援助費、学用品費、通学用品費、PTA会費、学校給食費等の支援を受けることができなかったということから、その額を14万1,535円を損害賠償として支払うことで和解をさせていただいたところでございます。

また、町長報告第6号につきましても、ほぼ同じような事案になります。

この第6号の事案につきましては、平成30年3月に佐々町に転入をされ、その3月の転入の際に児童扶養手当の申請の手続もなされたものでございます。また、先ほどの第5号と同様に、同居人がいらっしゃって、その同居人との生計が別であることの確認作業を行う中で結果として、3年近くの手続が完了しないまま事務が停滞したというものでございます。この事案の発覚については、先ほど申し上げたとおりでございます。結果として、この3年間に係る就学援助費の額40万6,400円の損害賠償を支払うという形で和解をさせていただいたところでございます。

今回のこういった事案を受けて事務が滞るような事案が発生した場合には、速やかに係長に報告し、また処理が困難な事案であれば課長補佐、課長に報告するよう改めて内部で協議をしたところでございます。

また、あわせて課内、係内における情報共有もさらに密にするために、とにかくお互い話をするようにということで指導をしているところでございます。

また、さきに開催された総務厚生委員会におきましても、あってはならない問題である、単なるミスでは済まされない、組織風土として変えていくということが重要だ、どういうふうにも再発防止をするのか、徹底した対応、改善の検討をといった御指摘もお受けしたところでございます。本当にあってはならないことであり、ミスでは済まされないことであるという認識はいたしております。今回、この3年間という期間、児童扶養手当の支給並びに就学援助費の支給を受けることができなかった2件の御家族の皆様に対しまして、大変申し訳なく心からおわび申し上げる次第でございます。

また、今後、このような事案が発生することのないよう事務を進めてまいりたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。深くおわびを申し上げ、説明とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第7号 専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、令和3年度佐々町一般会計補正予算（第1号）。

2、専決処分年月日、令和3年4月20日。

次ページ以降につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月20日専決、佐々町長。

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

歳入合計、補正額ゼロ、計60億4,600万円。

歳出。

3款民生費、補正額54万8,000円、計19億8,232万6,000円。1項社会福祉費、補正額54万8,000円、計8億74万9,000円。

14款予備費、補正額減額54万8,000円、計1億1,730万1,000円。1項予備費、補正額、計とも

同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計60億4,600万円。

2 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

今回の専決の補正につきましては、さきの報告第5号、第6号の専決処分した事件に伴う補正予算の専決処分でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第8号専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。

2、専決処分年月日、令和3年6月1日。

総務課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

1 ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和3年6月1日専決。佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（公用車交通事故（物損事故）における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日、令和3年6月1日。

3、損害賠償額、7万5,391円。

次のページをお願いいたします。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

5、事故の概要、総務課職員が業務のため公用車を運転し、役場正面公用車駐車場から右折して町道中央海岸線に出向いた際に、向かいの駐車場から右折して同町道に出てきた相手方車両と道路上で接触し、それぞれの車両のフロントバンパー部分が損傷したもの。

6、和解の概要、責任割合を佐々町側7割、相手方3割とする。佐々町の損害賠償額を7万5,391円、相手方の損害賠償額を1万1,880円と定め、それぞれの損害賠償額を相殺し、佐々町が相手方に対して6万3,511円を支払う。今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求を行わないことを誓約する。

資料をお願いいたします。事故の概要につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。和解の内容でございます。資料の中段になります。

事故の当事者、甲、こちらが佐々町になりまして、佐々町の損害額が3万9,600円、乙、相手

方になりますが、こちらが10万7,701円、このうち本町の責任割合が7割、相手方が3割ですので、10万7,701円に対しまして70%、7万5,391円が本町の損害賠償の額となります。

また、相手方が、本町の損害が3万9,600円、その3割が1万1,880円となりますので、その差額、6万3,511円を相手方に支払うものとなっております。

この事故を受けまして、本町の職員全員にこうした運転時の注意喚起を行っておりますし、対象職員につきましては、町長のほうから口頭注意を受けております。

また、これを受けまして公用車の事故が非常に多いという委員会の御意見も頂きましたので、8月12日に江迎警察署を招いての交通安全の研修会を実施することとしております。誠に申し訳ありませんでした。御迷惑をお掛けしました。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第9号専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和3年7月28日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、令和3年度佐々町一般会計補正予算（第2号）。

2、専決処分年月日、令和3年6月1日。

次ページ以降につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,610万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。令和3年6月1日専決、佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

20款諸収入、補正額10万3,000円、計1億4,312万5,000円。4項雑入、補正額10万3,000円、計9,186万9,000円。

歳入合計、補正額10万3,000円、計60億4,610万3,000円。

歳出。

2款総務費、補正額6万4,000円、計6億7,698万円。1項総務管理費、補正額6万4,000円、計5億1,547万8,000円。

14款予備費、補正額3万9,000円、計1億1,734万円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額10万3,000円、計60億4,610万3,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の専決処分につきましては、さきの報告第8号の専決処分した事件に伴う補正予算の専決処分をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告第10号をさせていただきます。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、変異ウイルスの拡大とともに第4波が到来いたしまして、全国で感染が拡大しているわけでございます。これによりまして、緊急事態宣言区域は東京、沖縄に、まん延防止等重点措置区域は埼玉、千葉、神奈川、大阪に、期間を延長して発令されているわけでございます。

本町では、県内では7月21日に感染段階がステージ2に引き上げられているわけでございます。全国的に感染が拡大傾向に推移をしております。また今後、人の移動が増える夏休み、お盆を迎えることから、不要不急の往来を減らして飲食の場における感染防止対策の徹底が必要とされています。本町としましては、国や県から出されている情報を注視しながら、引き続き、新しい生活様式の実践に感染防止策の協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、6月25日には残念ながら本町職員が新型コロナウイルスに感染いたしました。町民の皆様にも多大なる御迷惑、御心配をお掛けしましたことに心からおわびを申し上げます。当日は対応マニュアルに従って、2階フロアを閉鎖しながら3階に窓口を移して対応を行いました。保健所の調査では接触者はいないとのことでしたが、接触の心配のある職員については、簡易検査を行い、全員陰性でございました。マニュアルに従った初めての対応でしたが、大きな混乱もなかったと考えております。今後も町民の安全、安心の確保を大前提に、行政サービスの停滞を招くことがないように一層の緊張感を持って徹底した感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応につきまして、さきの2月の臨時議会報告以降の対応について御報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の一番の決め手となるワクチン接種についてでございますが、住民の皆様には4月下旬からワクチンの供給量に応じて順次、年齢を区切って接種券をお送りしております。

接種状況につきましては、随時ホームページでお知らせしていますが、既に7月27日現在でも65歳以上の方が、3,493人が2回目の接種を終えておられまして、接種率が84.82%となっております。

また、64歳以下の方でも既に1,176人の方が2回目の接種を終えておられます。今後、各医療機関による個別接種とそれから日曜日に行う集団接種によりワクチン接種を進めていきたいと考えております。

政府が目標としました、7月末の高齢者のワクチン接種は、ほぼ達成できたと考えております。これも集団接種に従事していただいた医療関係者の皆様の御協力あつてのことであり、心から感謝を申し上げたいと思っております。

また、業務を担当している健康相談センターの職員やワクチン接種業務に協力していただい

た職員には大変御苦勞をお掛けしておりますが、もうしばらく業務に励んでいただければと思っております。

次に、2月の臨時議会において専決予算として御承認をいただきました営業時間短縮要請協力金の実績でございますが、これは、県内の感染者の過去最多となる感染段階のステージ4に引き上げられました1月20日から2月7日までの19日間、飲食店等を対象とした夜8時までの営業時間の短縮要請が行われております。その要請に応じた飲食店に対し、1店舗当たり1日4万円の協力金が支払われるものでございます。本町では66店舗が協力され、全体の給付額が5,016万円となっております。飲食店の皆様におかれましては、時間短縮要請に御協力をいただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

次に、事業者継続支援給付金についてでございます。

外出自粛や営業時間短縮に応じた飲食店の影響で、令和3年1月、又は2月の売上高が、対前年比20%から50%未満減少している事業者に対しまして20万円、50%以上減少の事業者に対しましては30万円の給付をするものです。申請期間は6月30日までとなっております。商工業で148件、農業で10件の申請がありまして、全体の給付額は4,020万円となっております。

次に、PCR検査等の費用助成事業でございます。

4月1日から9月30日までを対象期間としまして、助成金額を1回5,000円の4回までとしていましたが、対象期間を令和4年1月31日までとし、助成額も1回2万円に引き上げております。また、対象者を住民と町内事業所に勤務する方としておりましたが、これに帰省等で佐々町に帰省される方の学生さん方を新たに加えておりまして、現在12人の申請がされておりまして、12回分の助成を受けられております。

次に、自宅待機生活支援事業についてでございます。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症によりましてやむを得ず自宅療養をする方や、濃厚接触者となり自宅待機を勧められた方に対しまして、日常生活に必要な食料やそれから衛生用品などを調達し、自宅生活支援を行うものでございます。現在までに3世帯の方が利用されております。

次に、佐々町学生等臨時応援給付金事業でございます。

この事業につきましては、コロナ禍の影響によりまして、就学に係る費用や就学の継続が困難になっている学生などを支援するものでございます。

対象者は、18歳以上で大学、短期大学、専門学校等に在学中の学生及びそれらの学校を令和3年3月に卒業した方を対象といたしまして、一人当たり10万円を給付するものでございます。現在までに256名の方が給付を受けておられます。この事業につきましても、PCR検査等の費用助成事業と同じく、申請期間を延長しまして9月30日までと延長をしております。

以上が、さきの2月臨時議会報告以降の主な新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応でございます。

最後に、町内の事業者におかれましては、コロナ禍の中で経営が厳しい状態であろうということは推察されます。特に外出自粛要請が続く中で、飲食店、小売業など大変厳しい状況が続いているものと思っております。引き続き、国や県の動向を注視しながら、本町の新たな追加支援についても議会の皆様方と御相談をしながら検討していきたいと考えている次第でございます。

また、新型コロナウイルス感染症については、これまでの感染防止対策により、県内、6月に入ってからは減少傾向となり、本町では6月26日、29例目の感染者を最後に感染者が発生しておりません。そして徐々に感染者も減少し、ようやく落ち着きを取り戻したと考えていました。しかしながら、全国的には感染が拡大傾向に推移しておりまして、長崎県は7月21日に感染段階をステージ2へ引き上げとなっております。町民の皆様や事業者の方々にはこれまでどおり、不要不急の緊急事態宣言地域へなどの往来の自粛、それから、飲食店利用の際の感染

の防止対策を徹底していただくようお願いしたいということと、飲食の際には大人数とか長時間を避けながら、ふだん一緒にいる方と利用すること、また日常生活のマスクの着用、手指の消毒、それから密を避けることなど、引き続き、感染防止対策に御協力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、町長報告の10件が終わりました。
暫時休憩とします。

（11時17分 休憩）

（11時26分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
これから、10件の報告に対する質疑を一括にて行います。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今回は選挙で所管事務調査ができなかったものですから、かなりの報告の繰越明許が上がっております。制度的には許されているものと思いますけども、3年度予算もありながら2年度の繰越しがかなり多いということで、コロナ対策費用については理解はいたしておりますけども、順次、1ページのほうからいかせてください。

1ページの下の方の3番目、ため池ハザードマップの作成事業、7月の完了ということですけども、かなり遅く、どのような状況か、早めに私たちも災害なんか控えて、ため池関係のハザードマップを頂きたいと思うものですから、そこら辺の状況はいつ配布していただけるのかです。関係者、農家かも分かりませんが、どの範囲までハザードマップは配られるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

それから、令和4年度の3月とか2月とか、先ほどずっと2ページのほうで説明があったわけですけども、発注については、もう既に発注されているのかどうかですね。そこら辺の来年度にまたがる分についてはどういうものかですね。

それと学校関係で、教職員の方の研修とありましたけども、どういう研修の内容なのかですね、それをちょっと知らせてください。

それから、下のほうに台風被害によるものの公民館の外壁、体育施設の屋根補修とかがありましたけども、これの台風、いつの台風の分かなと思っております。

それと、通常でしたら公共施設については町村会ですか、建物災害保険が入っていますので、そういう財源が特定財源の中のその他に上がってくるのが通常だと私は思っておったんですけども、町税などの一般財源で出している、そこら辺の兼ね合いについてお尋ねをしておきます。そこら辺です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4件の質問がありました。
まず、ため池。
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきましたため池ハザードマップの作成業務、こちらにつきましては、7月をもって完了しているところでございますが、配布につきましては、各ため池があるところの集会所等に配布するような形で考えております。

それと、時期は、まだできたばかりでございますので、近くに配布をしようというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、2ページ目ですけれども、上から4行目、事業名としましては公園施設長寿命化事業、この分について、完成が令和4年2月を見込んでいるということでやっております。

この分につきましては繰越しがありまして、年度当初にどういった遊具にするのかというものにつきまして、検討をまずしております。遊具メーカー等の提案を受けまして、数点、提案を受けたものについて、実際に使う学校、児童それから幼稚園生とか保育園生、園児、こちらの方々にアンケート調査を実施をしております。それが7月中にアンケートを実施するようにはしておりますので、どうしてもそれから実際の実施設計をしていくという形になりまして、発注が9月頃になっていくという状況でございますので、完成が2月末を見込んでいるという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御質問いただきました学校保健特別対策事業についてでございますけれど、この中で教職員の研修、昨年度、新型コロナウイルス感染症まん延のために研修が十分ではなかったということで、研修にも使ってよいというような整理がなされておるところでございます。

研修の内容については、指定はございません。最近のGIGAの研修であったり、また、新学習指導要領による授業改善の研修であったり、昨年度不十分だった研修をより充実させるということにも使ってよいというような整理がなされているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

この繰越しの中の10款教育費の公民館外壁補修事業、それから、体育施設屋根補修事業の中身につきましてでございますが、いつの台風なのかということでございますが、昨年度8月28日に発生いたしました台風9号、佐々町におきましては9月2日に被害をもたらしたものでございますが、公民館、それから南部地区体育館、この2件につきましては、台風9号による被害でございます。

それから、その下のサン・ビレッジさぎの屋根補修の分でございますが、これが台風10号、

その1週間後ぐらい、10号につきましては9月1日に発生をいたしまして、佐々町に9月7日に被害を受けたものでございます。

教育委員会所轄の施設関係が10施設被害を受けまして、例えば、図書館の駐輪場の屋根が飛んだとか、あと弓道場の瓦が飛んだ、それから看板が落ちたとか、屋根の軒下が落ちたとか、10施設で12件の被害を受けたものでございます。その12件のうちの今繰越しをお願いしておりました3月の3件分を、今回繰越明許費として上がってきておるものでございます。

財源につきましては、当時、繰越しのときに説明させていただいておりましたが、確定が行われたこの3件の事業費の確定によつての2分の1相当分を町村会のほうで求償事務を行いたいというふうに考えております。

その他9件の中で町村会対象のものにつきましては、既に令和2年度で決算を終えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ため池についてちょっとあやふやな答弁だったんですけども、ため池関係者の集会所に貼るというより、やはり被害を受けるのは、ため池のあるその下の分、下部の人ですから、住宅地の人がこういうため池があるから危ないよっていうのは、やはり幾つか印刷して各町内会長さんにでも配っていただかないと、地域を守るのは町内会長さんですから、そこら辺はやっぱり研究して検討していただきたいと思ひます。

教職員の研修については理解いたしました。

あと、屋根関係の外壁の補修とかは、先ほどお尋ねしたんですけども、財源は確定の2分の1とか何とかおっしゃったんですが、特定財源の中のその他に上がっていないから、くるのかこないのかちょっと理解ができなかったもんですから、一般財源と書いてあったもんですから、くるなら幾らぐらい、くるのかなと思ひて、それを確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません、説明が不足しておりました。特定財源につきましては、9月の補正によつて計上させていただく予定にしておりますが、8月のもう上旬には検査に私たちも行く予定でございます。お尋ねの財源につきましては、ここに上げております対象事業費の2分の1相当になりますので、決算事業費の2分の1ということで説明させていただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

9月の補正ということは、今が7月ですから、9月の補正で上げるということですけど、繰越明許の関係がこの表を見ているもんですから、ここに上がっていないのがまたそこで上がれば、またこれを変えるわけですか。特定に、その他ってありますね。そこに上がらばおかしような形になるもんですから、財政課長が分かっておられたらそれで結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

今回、この公民館と体育施設の屋根補修事業でございますけども、歳出予算については、令和2年度に計上をさせていただいて、今回、繰越しをさせていただいております。その時点では、保険金という額が分かりませんので、この保険金につきましては、令和3年度の歳入予算で計上をさせていただきたいと思っております。その分は充当はできませんので、一般財源振替ということになります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、町長報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員長の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

（総務厚生委員長 阿部 豊 君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。

総務厚生委員会報告をさせていただく前に、今回、初の委員会ということで、住民の皆さんも傍聴されております。今回の改選によって総務厚生委員は議席番号でいうと2番、川副議員、4番、永田議員、6番、阿部、7番、永安議員、9番の須藤議員で構成されておまして、今回、私が委員長を仰せつかり、副委員長を川副議員ということで構成させていただいております。

それでは、報告に入らせていただきます。

令和3年7月9日、金曜日、10時開会いたしまして、出席委員は全員です。

今回の所管事務調査、条例等について6件、その他報告7件を受けております。

順次、案件について説明させていただきます。

条例等について、1件目、佐々町税条例等の一部改正について（専決処分）、税務課の所管でございます。

今回の議案第34号に提案されておまして、内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日公布、このことに伴う一部改正の専決でございます。詳細につきましては、提案時に説明があると思っておりますので、割愛をさせていただきます。

委員から、固定資産負担調整上昇は据置き、減少は即時対応なのかと、それは回答としましては、そのとおりという回答を受けております。

また、クリーンディーゼル車の激変緩和措置についての確認を行っております。

また、個人住民税の住宅ローン控除影響額はという確認をされまして、回答としましては、交付税算出であり、数値については後日回答ということです。

また、軽自動車関係の手続オンライン化、具体的にという確認を行いまして、回答としましては、車検の際の納税証明書を想定されているということでございました。

内容について確認をし、次の議会で専決報告がなされるということで、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

2 件目、附属機関の設置に関する条例の一部改正について、総務課所管でございます。

今回の議案第36号、内容につきましては、令和2年6月に追加した庁舎建設工事等の事業者選定委員会、本来であれば完了しておりますので、令和3年3月で整理すべきであったが、執行側の失念により今回提案を予定しているということで説明を受けております。

この件に関しては、関連で確認ということで、特別職、非常勤職員の政治活動の制限はいかにとか、そういった確認事項がありました。誤解が生じてはいけないポイントでありますので、資料により後日の回答を求めております。内容について確認をし、次の議会で提案を予定されているので、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

3 件目、佐々町印鑑条例の一部改正について、住民福祉課所管でございます。

今回の議案第37号の案件でございます。内容につきましては、令和3年10月4日から運用を開始する各種証明コンビニ交付に係る個人番号を用いた分について、窓口申請について追加するものであるというような状況でございます。

委員から、条項作成のひな形等々はいかにというような確認等がありまして、執行側について内容を確認すると、次の議会で提案を予定されているので、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

4 点目、佐々町手数料条例の一部改正について、住民福祉課所管でございます。

今回の議案第38号案件でございまして、調査を行っております。内容については、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律が改正され、同法の規定により地方公共団体情報システム機構、J-LISと申すわけですけれども、これが個人番号カードの発行主体となることが法により明確化されたということで、徴収事務が住所地市町村に委託されると、再交付手数料を、いわゆるJ-LISからの受託徴収へ位置付けが変わるため、手数料の規定を変更するというようなことでもございました。

委員から、歳計外現金の取扱い、委託事務手数料等の確認がありました。執行側から説明を受けておりますが、調査による詳細ポイントに疑義があるということで、参考意見として、取扱いに間違いがないよう申入れをしております。内容について確認をし、次の議会で提案予定されておりますので、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

5 点目、佐々町特定個人情報保護条例の一部改正について、住民福祉課所管でございます。

今回の議案第39号案件で調査をしております。内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和3年9月1日から施行されるということで、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が追加される。同法律を引用している条文について改正が必要であるということで、また、ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更するというようなことも相まって、改正が必要となっております。内容について確認をし、次の議会で提案予定されているので、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

6 点目、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。住民福祉課所管でございます。

今回の議案第40号案件でございまして、この件を調査しております。内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、同様に令和3年9月1日か

ら施行されると。同法律を引用している条文について改正が必要ということでの説明を受けております。内容について確認をし、次の議会で提案予定されているので、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

以上、6件の条例関係でございます。

その他報告としまして、7件受けております。

1点目、不納欠損処分について、税務課、保険環境課、住民福祉課から資料により説明を受けております。

2点目、新型コロナウイルスワクチン接種について、保険環境課から報告を受けております。現状の接種状況の報告を受け、委員からは集団免疫確立の見通しについて確認等をなされております。

3点目、PCR検査等の費用助成事業について、保険環境課所管でございます。

資料により説明を受け、内容につきましては、現行の費用助成を一部拡大するというところで報告を受けております。

4点目、自宅待機生活支援事業について、保険環境課所管でございます。

報告内容は、新型コロナウイルス感染症関連で、現状の報告、7月5日時点で3件の実績があったという報告を受けております。

5点目、令和3年度佐々町低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）ということで、住民福祉課から報告を受けております。

これは、国の令和2年度予算繰越予算が令和3年度創設され、10分の10補助ということで報告を受け、6月14日の専決予算実施について、委員から確認がなされました。これについては、対象者への積極的PRを行うようにということの委員からの申入れがっております。

報告事項6点目、児童扶養手当の事務遅延により生じた和解及び損害賠償について（専決処分）、今回の報告第5号、6号の案件でございます。2件の損害賠償について説明がありました。

7点目、公用車による交通事故により生じた和解及び損害賠償について（専決処分）、総務課所管でございます。

今回の報告第8号の案件について報告を受けております。

以上、報告でございまして、最後に、今回初の総務委員長報告ということで、委員長所見を踏まえた総括を行いたいと思います。

今回、報告第5号、6号で専決報告がありました住民の方への児童扶養手当損害賠償事案でございます。住民の方に御迷惑をお掛けしたということで、議会チェック機関として、所管委員会としまして、住民の方々にまずはおわびを申し上げたいと思います。

休憩中の各委員の意見としまして、あってはならない非常に重大なミス、徹底した今後の再発防止対応、ダブルチェック、改善、意見多数が出ました。重大なミスはなぜ起こってしまったのか、担当はそこまで追い込まれていたのか、組織内のコミュニケーション、マンパワーは、個人の負担が大になりメンタルの原因になっていないのか、様々な御意見がございました。私もOBであり、議員の立場として感じますところは、背景的には、平成の合併後、被合併自治体において県からの移管事務平均、被合併自治体においても平均177.1業務があると、専門性の高度化、ましてや佐々町は人口が増加しております。

これまで、小規模自治体は広く浅く、大規模自治体は狭く深く、業務を身につけるような流れがあったと思います。今は小規模自治体であろうと、浅い見識では業務を遂行するのが厳しいのではないのでしょうか。職員数に限りがあり、サブの担当者を置くこともできず、人事異動もままならない現状が、かい間見えます。必要なのは組織体制そのものなのか、職員の意識改革、職員の自己啓発なのか、どちらも必要であり、バランスが重要と考えます。

各委員から指摘があったダブルチェック、再発防止に対する明確な協議対策案が示されてい

るとは感じ得ない委員会でした。非常に残念です。また、令和2年11月に発覚したということですが、所管委員会に対する報告自体も遅い、専決になってから報告があると、ゆゆしき事態と思います。既成事実として、住民の方に不利益、御迷惑を掛けてしまっていると、町長、副町長をはじめ人事担当部局、原課全ての管理者に対し早急な協議、改善を申し上げるとともに、苦言を申し上げたいと思います。

また、公用車の損害賠償案件です。報告第8号であった部分について、委員から過失割合の検証方法とか、ドライブレコーダーの設置状況が確認されました。委員としては、当然全ての公用車に設置されているのではありませんかというふうな意見があったんですけども、当局は、最近の購入の公用車のみという回答でございました。

事故は起こさないほうがよいのですが、万一の際の状況証拠、信頼確保につながる今の時代の主流は何なのか、非常に大変よい意見であったと、こういった意見を早期に取り入れ、進めていくべきと感じましたが、今回、残念ながら私も予算書を見ましたけれども、補正予算に上がっていない状況だと。何のための所管委員会調査であり報告なのか、委員会調査、報告をすれば終わりなのか。各委員も真剣に感じ、真剣に悩み、真剣に意見をしております。各委員それぞれの立ち位置で住民の皆様により公選として意見をしております。悩める案件等々は、早期に調査案件、報告案件で提案していただき、執行部、議会と共に意見を出し合い、住民福祉の向上につながるよう進めていきたいと思っております。

要するに、何を申し上げたいか。閉会中の常任委員会は調査、研究しかできません。しかしながら、この常任委員会を有効に活用し、共に執行と議会で活性化していこうということを申し上げている次第でございます。積極的な取り組みをお願いし、総括といたします。

以上、報告を終わります。

（総務厚生委員長 阿部 豊 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

あと7分ほどで12時となりますけれども、委員会報告が終わるまで継続とさせていただきます。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

今回、産業建設文教委員会として委員長を仰せつかりました長谷川です。

委員会は、5名の議員で成り立っておりまして、副委員長は横田君、3番です。それと、4番の永田君です。それから、1番の平田議員、そして8番の橋本議員で成り立っております。

今回、所管事務調査という大役を仰せつかりまして、私もいろいろ初めてなもので、大変な思いでやっている状態であります。また、皆さんに御指導を仰ぎながら、今回から継続して2年間を全うしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、報告をいたします。

産業建設文教委員会の概要について報告をします。日時は、令和3年7月14日水曜日、10時、佐々町役場3階の第1会議室で行われました。出席委員は5名で、全員出席で、及び議長が出席なさいました。

会議概要は下記のとおり、2項目の緊急を要する事案について所管事務調査を行い、執行よりその他5件のその他報告を受けました。

1、緊急を要する事案について、1、大新田排水機場2号排水機ポンプ補修について、産業

経済課所管において報告がありました。

大新田排水機場は、大新田地区ほ場の大雨による湛水被害を防止することを目的に、平成6年に造成され、現在27年が経過しています。大新田排水機場に設置されている排水ポンプは1号から3号の3基により排水ポンプが設置され、大雨時に排水ポンプを稼働させて大新田地区のほ場にたまった雨水を佐々川へ放流することで湛水被害を防止しています。

設置の経年化に伴い、平成30年度に大新田排水機場機器保全計画策定業務を、施設の健全化、健全度評価を基に、施設の長寿命化を目的とした修繕計画を策定されました。その後、設置各所で塗装の剥離やさび、部品の摩耗が見受けられる箇所を計画的な維持管理を行うため、補助事業を活用して、設置の長寿命化対策を行っています。

令和2年度では1号機排水ポンプのオーバーホールによる補修と水門施設の塗装及び除塵設備の一部の補修を実施されました。令和3年度は、2号排水ポンプがオーバーホールによる補修とポンプ補機設備の更新及び除塵設備の部分補修と塗装を行うことにより、施設の長寿命化対策を行うとの説明がありました。

委員からは、大新田排水機場の機能として、内水氾濫を防ぐ目的で時間雨量について80ミリ程度が最大雨量と聞いているが、本町でも豪雨がレーダー観測にて100ミリを超える時間雨量の観測があったとの報道もあり、近年の大雨に対して農業用排水ポンプだけではなく、建設課が所管する排水ポンプも合わせて、最大降雨水量に対応の見直しを考えていないのかなどの確認があり、内水整備に当たる最大80ミリという設定は、国の基準の変更がない限りこれ以上できないとの執行部の説明でした。

また、大新田排水機場の長寿命化対策は何年ぐらい想定しているのかなどの確認があり、耐用年数は40年となっているが、塩害などの劣化により分解をして調べ、精査をするとの説明がありました。

また、議長から1号機、3号機ポンプ維持管理は全て入札後、整備点検は報告書などの外部委託をしているが、本町職員に点検、整備ができる人材育成はできないものかとの確認があり、執行部は専門の技術者を雇用するのは厳しく、委託をするほうが経費的にも安く、今後もメンテナンスは委託するとの説明がありました。

次、佐々駅舎改修工事について、産業経済課所管から報告。

本町では、地方創生推進交付金を活用し、佐々駅舎の改修工事を令和2年度から事業に取り組んでおり、本年度は2年目となります。ハード面では、佐々駅舎の改修をし、佐々町観光物産交流センターとして整備、ソフト面では、コーディネーターを2名採用し、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSを活用した観光情報のみならず、地域の人物、歴史、グルメサービスなどの幅広い情報発信を行っています。

また、観光協会の体制強化と町の農産物を活用したオリジナル商品の開発では、町内産の3件のお茶業者により、商品の一つにまとめた「三茶三葉」の開発をしています。

1階はMRと西肥バスの乗車券販売所を一緒に行い、テナントスペースでは、待合室と物産品の展示や交流スペースを想定し、2階は、観光協会と協議し、交流イベント等が実施できるように、当初より床面積を広げる計画を行っています。

改修工事中は駅舎が利用できないので、仮駅舎を横の駐輪場に設置したいとの考えも聞いております。松浦鉄道と協議の上、必要な工事が増え、補正予算をお願いしたいという説明がありました。

委員からは、駐車場はどのくらいなのかの確認があり、また、佐々川のシロウオを物産品に活用できないのかの確認もあり、執行部は、MRの駐車場は日ぎめになっているところが空いているときは活用できるとのことで、物産品の研究に関しては、今後進めていくとの報告を受けました。

調査案件のその他については、特にはございませんでした。

続いて、その他報告に入り、執行から5件の報告がありました。

1、令和3年度事業概要について、建設課所管。

令和3年度投資的事業箇所。橋梁長寿命化対策（古川橋ほか3橋補修）工事詳細設計業務委託（古川橋における野寄2号橋、石木場4号橋、川添1号橋）各さび、ひび割れの補修工事となっております。中央小浦線法面保護工事、次、第2保育所線法面改修工事、次、鴨川線舗装補修工事、次、里千本公園線舗装補修工事、次、高岩川支流整備工事、次、小浦排水路（水道地区）転落防護柵設置工事、次、豎山地区法面保護工事、次、小浦駅前公園園路整備工事、これはスロープ新設、立木伐採及び植栽となっております。これは2か所をやるということです。小浦駅前公園公衆トイレ解体工事及びトイレ新築工事、次、小浦中央公園防護柵設置工事、現在は擬木の柵をフェンスに変更するとのことでした。次、牧崎団地（新C棟）アスベスト分析調査業務委託。委員からは、このアスベスト調査は国からの補助は出ないのかという確認もありました。牧崎団地屋根外壁改修工事設計業務委託、次、市瀬第2団地アスベスト分析調査業務委託、市瀬第2団地外装改修工事設計業務委託、次、佐々南集会所屋根外壁改修工事設計業務委託などの18件の報告を受けました。

2、下水処理場機器の修繕について、水道課所管です。

令和3年度浄化管理センターナンバー2、返送汚泥流量指示調整計取替えの修繕。次、管理棟制御により機器異常音が発生しており、現地メーカー一点検にて取替えの修理をするとのことでした。工事期間は、令和3年7月1日より令和3年12月15日までと伺っております。

次、令和3年度浄化管理センターナンバー2、脱水機分解整備の修繕。これは、遠心脱水機による汚泥処理に重要な機器であり、工事分解整備が必要とのことで、工事期間は令和3年5月28日から令和3年10月29日までとお聞きしております。

3、浄水場機器の補修について、水道課所管。

一つ、電動シャッター経年劣化、24年の経過によって開閉不能にて修繕。2、かく拌機、経年劣化、40年経過による異臭とオイル漏れにて修繕。3番、電動弁。送水ポンプ内部の部材消耗による弁開閉不能にての修繕、この3件の報告があっております。

4番、不納欠損処分について、上水道公共下水道使用料不納欠損処分、これも水道課の所管です。不納欠損処分については、上水道5人及び下水道4人の滞納者で、5年の時効を迎え、破産や行方不明など、また死亡などにおいて使用料が徴収できなくなっているため、不納欠損処分にしたいと水道課から報告を受けました。

5番目、佐々町学生等臨時応援給付金について、教育委員会より報告を受けました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就学に係る費用の確保や就学の継続が困難となっている学生などを支援するため、一人当たり10万円を給付。この結果、支払い件数は7月7日の現在であります。223件、金額にしまして2,230万円となっております。内訳は、大学（短大）生168人、専門学校生49人、佐世保高専生6人、計223人。

申請期限の延長が行われております。令和3年5月6日より7月30日までとなっておりますが、これを変更し延長することになっております。これは、9月30日までと報告がありました。

今回の産業建設文教委員会の報告はこれにて終わります。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

日程第5、委員会報告を終わります。

暫時休憩といたします。

(12時11分 休憩)

(13時15分 再開)

— 日程第6 一般質問（阿部 豊 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、6番、阿部豊議員の発言を許可します。

6 番（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。

改選後、3期目の議席をいただきまして、初の一般質問に立たせていただきます。

私は今回の選挙戦を通じまして感じたことと、佐々町の将来に向けて、佐々町らしくあるためと思うポイントについて、重要案件と感じる点を、町長の施策にも上げられているポイントがありますので、その点について質問させていただきます。通告書に基づき質問させていただきます。

まず1点目、質問事項としまして、町道、農道、林道等、生活道路管理についてということで、1点目を上げております。

要旨としまして、生活する上で重要な道路、本町の平坦部は主要道路として国道204号線、県道佐世保鹿町線、主要地方道佐々鹿町江迎線、県道志方江迎線、町道中央海岸線、町道神田線等が、ほかにもありますけれども、おおむねその主要道としましてはそういったものがあり、国及び県、町においておおむね適正に管理されているというふうに認識しています。

しかしながら、本町の中山間部における道路、通行に支障を来すまで維持管理が不十分であるのが散見されると。緊急車両が通行できないのではというふうに危惧する点もございます。

これまで、住民の皆様、町内会及び生産組合の皆様の御協力により、適正な状況を維持できてきたことと推察しておりますけれども、コミュニティ内の高齢化により維持管理が厳しい状況になってきたことが起因しているのではないかと推察しております。

町として今後の対策、対応はいかにと、1問目として上げております。

今回の一般質問通告一覧表を見ましても、多くの議員の方々が同様の質問をされております。問題認識が共通していると私自身考えております。くま無く選挙戦で回らせていただきまして、そういった思いを強く抱きましたもので、まず1問目としてお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

6番議員の御質問でございます。町道、農道、林道等の生活道路の管理についてということで、私も皆様と同じく選挙戦でずっと回ってまいりまして、確かにいろんなところがなかなか支障を来すということで、できていないところがたくさんあったということで私も感じているところでございます。

現在、中山間部の道路につきましては、阿部議員もさっきおっしゃったように、町民大清掃などで一部の清掃とか、それから各町内会の清掃活動とか地域のボランティアによりまして、

清掃活動を行っていただいて、地域の方々のお力添えなしには成り立たないということで状況は理解しているところでございます。

また、議員の御指摘のとおり各地域のやはり高齢化といいますか、そういうことでなかなかボランティア活動というのも限界にきているということで、やはり地域のお力添えを得るといっても、なかなか現状では難しい状況にきているのも実情ではないかと私も思っているところでございます。

町道の維持管理につきましては、現在、建設課の道路維持補修班のほうで中心にしながら、一部はシルバー人材センターにも委託をお願いしながら、定期的に草刈り等を行っているところでございますけど、やはり議員の御指摘のとおり、この全体的な量が大変多いということもありまして、十分な手が行き届いていないのではないかと私を感じているところでございまして、やはり通行の支障に來す原因の一つとしまして、やはり隣接地の樹木が伸びてから、それから枝等が道路上の運行に支障を來すということが、やはり中山間部では多く見受けられたと、私も選挙中にそういうことを感じましたので、平成24年から私どもも令和2年度にかけて中山間部の路肩の伐採工事は行ったわけですが、やはり路線も多く大変厳しいところはまだあるということで、全体が行き届いていないところもあるのではないかと考えています。緊急的なものについては、高所作業車等を借り入れながら伐採を行っているわけですが、御存じのとおり全体量というのが大変多くて、なかなか手が回っていない状況ではないかと考えています。

今後、我々としましても、この限られた予算の中ではありますが、やはり維持管理の方法というのがどういうものが適切なのかということを考えながら、検討しながら、やはり住民の暮らしを守るといいますか、道でございますので、町としましても必要なことは予算立てをしながらやっていかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

町長の認識も私が問題提起した部分と共通認識であられるということで、理解はします。町長の答弁、限られた予算の中で生活を守る。私は今回質問しますのは、4年前に選挙戦で町内くま無く回ったとき、また8年前に回ったとき、私、3期目でございますので、ここまで荒れていなかった、まだ維持管理が適正に行われていた。今回、あまりにもちょっとひどくなっているなど。だから、今回の質問、皆さん多く出されているというふうに思っております。

共通認識、高齢化によるボランティアにも限界と、補修班及びシルバー人材でも全然やっていないんじゃないですよということはおっしゃられているのは分かりますけど、これははいよいよ限られた予算と、生活を守るためには、私は現場を原課が全て認識して、どこまでしなければいけないかって量の把握と予算がどれだけ要するのかということ自体の調査をまずは行って、それでその量とか予算によるものですから、町長が言われたように何カ年かで行うものかという計画をつくるべきではないかと。

実際、私は提案として思うのは、今の状況を考えると、予算化し計画的な伐採を年2回ほどは発注すべきというふうに考えておるんですけども、どのようにお考えか、再度確認をしたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この維持補修につきましては、私も関係課長に現場をよく見てから確認をして、それから計画を立ててやってくれということでお話をしていますので、課内で計画をしていただいて、それから費用の問題もあるわけがございますけど、やはり住民の方に支障を来さないような計画というのを早くやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

関係課へ指示を出されている、分かりました。それでは、関係課のほうで、いつまでにそういった状況が見えるのかの確認を行っておきたい。

私もOBですから分かっているんですけど、至るところ、町内認定道路にしているんですよ、交付税の関係で。幅員がある程度狭くても公道になっていると思います、はっきり言って。今、緊急車両が山間部、ナビが使われると思うんです。最短ナビで現場到着ということを考えると、通行不可能な箇所が発生して、正直現場を掌握できていない方々にとっては、緊急車両が通行できずに遅れるという事案も発生しかねません。そういった思いもあるものですから、確認しているんです。

町長は指示を出されていると、じゃあいつまでにそういった状況を把握して、所管委員会なりに報告があるのかを再度確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、町長のほうからそういった現場をよく確認して計画を立てるよという指示を受けております。先日、そういう指示を受けておりますので、これから現場調査をしまして、できるだけ早いうちに、目標としては12月議会前の委員会までには、委員会のほうにある程度のお話ができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいております農林道につきましては、産業経済課の所管でございますが、町長からの指示もありまして現場のほうを確認させていただいております。おっしゃるとおり、通りにくいところも十分承知をいたしておりますので、また現場の作業する際の見積もり等もしっかり取りながらということを考えますので、先ほど建設課長も言われましたように、今年度の12月くらいを目途にさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

原課が同じ問題意識を認識していただいて、12月までに鋭意進めていくということでございますので期待をもって、状況を把握しないことには、その量及び予算額も見通しがつかないと思いますので、その点については期待をしてタイミングを見て確認をさせていただきたいと思っております。期待をします。

もう一つあと、私を感じたのは、この生活道路というポイントにおいて、行き止まり町道、小規模宅地開発内のそういった部分、これは公道じゃないやもしれないんですけど、認定されているかどうかは別にしろ、こういった問題の解決という部分について、どのように捉えられているのかなというポイントで確認をしておきたい。

通行不可能なところ、道路標識、この先行き止まりですよというふうに公道でできているところもあるんですけど、例をあげれば、崎真申の所のちょっと奥に入った所、Uターンできないんですよ。そういった問題について解決策はいかにということを確認したいんですけど、あわせてそういった課題について、町内会長やコミュニティとの協議が行われているのかというこの2点を確認をさせていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

行き止まりについては、前もほかの議員さんからも御質問があったと思います。やはり緊急車両が通る場合、大変、救急車等が入る場合、なかなか入れなくてUターンができないというところが佐々町にも何か所もあるんですけど、我々としてはそこがまだどこがこうしているのかというのが、多分関係課のほうはまだ把握していないんじゃないかと思っております。それを把握しながら、やはりそういう緊急車両等が通る場合の仕組みをどうするのかというのは、やはり内部協議をしてどうするのかというのは、対策を講じなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

町長は問題認識を共有されていると。同僚議員の質問等もあっておりましたので、生活道路という関連で私が再確認させていただいているんですけど、状況把握がいまだ行き届いていない。これの状況把握はいつぐらいまでに行われる予定なのか、原課のほうでどのように思われているかを再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、今の件につきましても、先ほどと同じですけども、12月議会前の委員会までにはある程度の話ができればということ考えております。特に緊急車につきましては、やはり通ることができないというのは問題がありますので、そこについては早く把握をしてから対応策を考えていきたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

通り抜けができないということで、道路が83ぐらいあるということをお聞きしています。その中で、救急車が、例えば人が住んでいらっしゃるところとか、いろんなところがあるわけです。そこら辺はやはり重要なところでございますので、そこら辺は早くしなければならないところがあるんじゃないかと思っていますので、やはりその中をどうするのかというのは、やはり内部を協議させていただいて、順次、順にやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、全部そこで予算をつけるわけにはいかないわけでございますので、やはり限定的な感じになるわけでございますけど、順位をつけてやっていくのか、そういうことを課内でも話し合いをさせていただきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

ありがとうございます。期待をして早期の対応をお願いしたいと思います。

ここで、最後に提案なんですけど、私も国営中山間ほ場整備等で、山間部のほ場整備等を担当させていただき、農業者の方々と共に仕事をさせていただいてきました。大きな開発で、そういった中でほ場内に道路、水路を全てのほ場に附帯させるということで、循環できるような耕作道をつくっている。その際、土地改良区の皆様の個人の土地を減歩というんですけど、提供、協力された中で公道に接道をして循環できるようにつくっているわけです。

小規模土地開発、行き止まり道路、こういったものについては、地域の課題として町内会長なり、そういった方々と問題認識を共有して、解決のための知恵を出し合うべきじゃないかと。そこには地元議員もいらっしゃるでしょう。そういった方々の協力を得ながら、コミュニティーとの問題意識の共有というのを図って、解決のための糸口を探るといような業務を進めていただきたいというふうに、最後は要望をさせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

2点目、子育て支援についてということで、質問を上げております。

現状の少子高齢化社会において、子育て世代を重要視する旨の町長発言を拝見しております。町内の公立保育園について、全て民営化の方針を現状のところ掲げられております。現在の町内保育所は2保育園、1幼稚園を民営化され、1公立保育園が現存している状況であります。

民間保育所、認定こども園との町長の公約でもおっしゃられている、いわゆる協働及びバランス、また、国の新たな子育て支援への対策、セーフティーネット的存在意義において、1公立保育園は存続した現状が本町の持続可能な子育て支援にはベストと考えております。これまでの町長の方針、全ての民営化、現状、変わらない考えなのかを1問目として質問いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

子育て世代を重要視するという事は、もうこれは皆さん方も皆さん同じ考えじゃないかと思っています。やはり少子化というのをどういうふうに克服するのかというのは、なかなか厳しい問題でありますし、対策が難しいという課題でもあるわけございまして、私たちがで

きることとしていえば、やはり子育て世代の支援というのが大変重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

御質問のように、私が町長になる前からの保育所の民営化というのは、これは行政改革の一環としまして課題となっております、それを受けて私は保育所の採用というのにも抑制しながら、この10年間で2保育園と1幼稚園を民営化したわけでございます。結果として、今では町内に公立保育所というのが、先ほど阿部議員がおっしゃったように、第2保育所のみが公立で残っているわけでございます。

さて、今、阿部議員がおっしゃったように、第2保育所を公立保育所として堅持すべきではないかという御意見でございますけど、いろいろな御指摘があるわけでございます。これは少し内部で検討をさせていただければと思っておりますが、私の考えというのをちょっといいですか、話をちょっとさせていただいて。（阿部議員「はい、短めに。」）それは、よかです。それは、そしたらそういうことで思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

今回、この一般質問をまずはあげた後、私もいろいろ調べさせていただいたんです。いろんな文献、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について、対応状況、令和3年6月18日内閣府、文科省、厚労省。それとあわせて、ちょっとこれは9番議員が一般質問されているもので、ダブる部分があるんですけど、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、医療的ケア児支援法、これは2021年6月11日に可決して、ことしの9月18日から施行されると。もう全て関連するんですけど、非常に私自身調べても難しい問題です。

保育所の問題のみならず、生まれられてから就学するまで、また就学以上の医療的ケア児については絡んできます。調べれば調べるほど、1公立保育園を維持するのがベストでないかというふうな私自身の結論に至っております。というのは、特に、9番議員が質問されている部分でダブるんですけど、すいませんけども、この医療的ケア児の対応という部分が、これまで努力義務が国及び地方自治体の責務に変わっているんです。預かってくれる保育園が地域にない、子どもが通学する際に学校から付添いを求められる、就労を諦める保護者が多数あるということで、この保育所問題のみならずの話になるんですけど、これが法により市町村の努力義務が責務になった。この責務を果たすにはという点で、今の時代を鑑みると1公立保育園を堅持しなければ、いわゆる行き場のない子どもをつくらない、いわゆる行政の責任であるセーフティーネットの役割が公立ではないかと。

障害、発達障害がある子どもさん、医療的ケアを必要とする子どもさん、そういった方々を受け入れる能力がある、質の高い、民間が質が低いと言っているわけじゃないんですよ。総合的な考え方として、いわゆる利益重視じゃなくセーフティーネット、最後の砦として1公立保育園は維持すべきと。しなければそういった今後の国のこども庁創設までに、横断的に国が議論を進めております。こういった対応が不可能になるんじゃないかというふうに感じるもので、状況的な話をさせていただければ、今の佐々町の町内の民間と公立のバランス、協働という部分については、非常にうまく機能しているのではないかというふうに思いますもので、考えを改めていただけないものかというふうに思い質疑しておりますので、再度町長の考えを確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私自身はもう阿部議員も御存じのとおり、民間でできることは民間でということだと思います。これまでそういうことで民営化路線といいますか、民営化でやってきたわけですが、先ほど申しましたように、令和元年度の策定した第2期の子ども・子育て支援の事業の計画の中で、策定委員会の全国的に公立保育所の減少する中で、改めて公立保育所の存在意識が問われているということで、その理由としまして、先ほど申されました対応が難しい子どもさんたちの、配慮をすべき子どもが増加しているということが一因になっているんじゃないかと思っていますし、もう一つは、子ども・子育ての施策がほかの園をリードする役割というのは、やはり公立保育所がしなければならぬではないかということで、永続的な運営というのは、そういうことがみんなのやっぱり私立保育園のよりどころになるというお話があったと聞いております。

これは、私も時津町と長与町が8園か9園ぐらいあって、1つだけは公立で残しているんですよ。そういうことで、向こうの町長さんにもお話を聞いたんですけど、なぜ1つだけ公立で残しているのかと言われたんですけど、これは国のいろんなことの対処するために、やはり柔軟に対処できるのは公立が一番対処できるから、すぐできるところを1つだけ置いているんだというお話がありました。

それともう一つは人員の問題です。やはりずっと民営化していく中で、職員が何人かやっぱり残るとということで、一つはやはり公立で残しておこうと、そういうお話もありました。その2つの理由でやったということでございまして、医療的ケア児というのは、先ほど、これは9番議員が前もおっしゃっていますので、新法が本年の9月にできるというお話で聞いておりますので、やはり発達障害者児の対応というのも、やはり以前の保育所の民営化というものを方針に示したときから、だいぶ状況が変わっているというのは私もそこは認識はしています。

今回のこういう御質問というのは、やはり具体的な方針をお示しするというのは、なかなか準備を私もできていないわけですが、やはり公立保育所については、今後どうするのかというのは、もう少し課題でありますし、しかしながら、やはり今職員をどうクリアするのかということも我々もこれ大変な課題でございます。やはりそこで職員問題をクリアしなければならないということもありますので、やはり、仮に1つ残す公立保育所という環境をどの程度の規模にするのか、そこら辺もまたいろいろあって、それをどうするのかというのは、今後ともいろいろ検討しなければならないんじゃないかと思っております。現状では、なかなか今の民営化というのを変えるというのは、なかなかいかないわけですが、そういう問題も出てくるので、やはり今後とも十分、皆様方と一緒に協業をしてやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

私が最後に言おうかなと思った分を町長が部分的に言われたんで、まいつているんですけど、時代認識、国の法改正、施策、今の流れがどのようにいっているのかという部分について、私が問題提起した今回の一般質問の問題認識というのは、町長とも同様に共有しているというふうに、私自身、回答で感じました。

詳しくは9番議員がされているんで、ちょっと差し控えたいと思うんですけど、この医療的ケア児という部分については、各自治体は医療的ケア児とその家族が希望する施設に通えるよう支援体制を拡充する必要があると。施設に応じて看護師やたんの吸引等を行うことができる保育士、介護福祉士等の配置を行うことを求められるとなっております。

現状、看護師不足と世間的に問題になっておりますし、こういった解決をする、これを全て民間委託する、民間が対応してくれるのかという部分については、いささか厳しい面も出てくるのではないかとこのように思います。先ほど町長がおっしゃられました近隣自治体、結果、1公立園を堅持しているという状況です。横のつながりでお話は聞かれているというのを先ほどの答弁で分かりましたけれども、それと、これ調べますと、組織の問題です。子ども・子育て支援に係る計画と障害児支援に係る計画の整合性の確保、連携強化の在り方、子育て世代包括支援センターというものがあったり、今度の医療的ケア児支援センター、ワンストップサービス、こういった課題があるわけです。こちら辺をクリアするには、うちでいえば組織自体もぶつぶつ分かれていないかというふうな課題も散見される。

現場は現場で先ほど言った保育所の私の公立堅持という部分について、こういった問題をクリアするには、町長がおっしゃられた各自治体の1公立を堅持して、民間と協働ですばらしいサービスを町民の皆様へ供給し、選択、行くところがない、行き場がないという子どもたちをつくらないという体制整備では必要と考えますので、今回は9月施行という問題もあって、法改正の施行が9月に控えていると、すぐ答えができる内容じゃないので検討をさせていただきたいと、分かります。引き続き、問題認識は町長も同じように持っていてほしいというふうな今回理解しましたので、佐々町のバランス的な問題でいくと、私は1公立保育園を堅持していただきたいというふうな意見を申し上げて、この問題に対する一般質問は継続して今後させていただくということで、今回は町長の問題認識は共通させていただいているというふうな理解をもって、今回は継続質問にさせていただきたいというふうな考えです。

次に、ごみ処理施設の長寿命化についてという点で3点目に質問を上げております。

住民生活に欠かせないごみ処理施設、これまで長寿命化15年に30億円かかるという試算を伺っております。前回の当初の際に、町長は広域連携の協議を佐世保市と進めていくという長期のあれであるがということでお話があったわけですが、残念ながら我々議会のほうが否決になったということで、2回目の決議を議会のほうがさせていただいて、遅ればせながら連携には参加させていただいております。しかしながら、この広域ごみ処理連携の件は、今、テーブルがないという状況で私は理解しております。

公費の支出を言うポイントにおいて、急ぐべき課題であると。先般の県の要望書の中で上げられていた交付金自体をお願いしたいというふうなくだりの要望書の中にありました。この30億、交付金自体も実際つくかどうかまだ定かじゃないというふうな状況下において、広域連携協議をどのように進めていく考えなのかというポイントで質問をさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけしているごみ処理の長寿命化でございますけど、ごみ処理につきまして、以前から佐世保市との協議を重ねる中で、短中期的な広域処理というのは、なかなか厳しい、困難であるということになっております。これは阿部議員も御存じだと思いますけど、平成30年度に町独自で対策を講じるということで方針を決定した、その後、長寿命化対策を進めているというところでございまして、昨年度に策定いたしました長寿命化の総合計画に沿って整備を進めるために、長寿命化の工事を行うための仕様書等の作成を今、発注支援業務を委託しているというところでございます。

そういう話をしているんですけど、しかしながら、この広域処理というのを私は諦めたわけではないわけでもございまして、やはり短中期的には無理かもしれません。しかしながら、やはり長寿命化対策を行った後、長期的な将来に向けてはやはり広域処理がベストではないかと私

は思っております。ただ、これを仮に実現するとしましても、やはり佐世保市の施設の更新時期にあわせてやる必要があるのではないかと思っていますし、やはりまた施設に余力が生じなければならぬということになりますので、やはり早くても15年程度はかかるんじゃないかと。

この長寿命化工事を佐々町がもしした場合、10年間は長寿命化工事ということで佐々町はやらなきゃいかんわけです。長寿命化工事をすれば、最低でも10年間は事業をやらなければならないと、こういうふうになっているわけです、もともとが。工事をした場合、補助事業でやるわけでございますので。だから、その後の話合いになると思いますので、早くても15年程度は広域処理になるのではないかと、なったらですね、もし長寿命化をした場合。だから、そういうことで先になるということだと思います。

その間に独自で対策を講じる必要があるということだと思いますので、今のところ予定どおり事業を進めていきたいということと考えておまして、そういう長寿命化をまずやっていくということ御理解をいただければと思いますので、よろしく御願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

この長寿命化の交付金事業自体もまだ確定していないというふうに向っております。優先的につけていただけないかということで、県への要望事項に上がっていると。であれば、先に政治的な活動としまして、町長はじめ議会も共に、私は協議のテーブルを進めていくように活動していくべきじゃないかと。町長さんたちが行かれれば、議会としましても共に頭を下げて私どもは行きたいと、私個人としては思っております。

庁舎が25億の計画で15年もたせるために30億の経費を、公費を投じなければいけないというのは、実に理解に苦しむ課題じゃないかなと。早期にですね。私どもは任期4年しかありません。この中で何とか政治的に決着するように、そのための支援も県からもお願いしていただいて、各自治体に1つのこういった処理場は厳しいということで、これまでも広域処理、広域連携の主たる目的もそういったところにあるんじゃないかというふうに考えますので、諦めるのではなく、是非とも積極的に広域連携協議の中の、事務方では難しいと思います、政治的な活動を是非とも町長にお願いしたいと。早期にですね。町長の御意見をいただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私もまずはそういうことでは動きたいとは思っています。しかしながら、今の佐世保市さんの現状とかいろいろ考えれば、なかなか厳しい面もあるんじゃないかとは思っていますので、そのときには長寿命化をやらなければ、いつまでもこれを延ばしておくわけいけないわけです。だから、佐世保市さんがはっきり時期を明記していただければ我々も助かるんですけど、そこまでいくのがなかなか厳しいかも分かりません。ただ、我々としましては、私ども執行部ももちろんですけど、議会の皆さん方の御協力を得て話合いはさせていただきたいとは思っていますので、よろしく御願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

緊急な課題と思います。御挨拶も含めて、年内にでもそういった政治的な活動をお願いしたいと。必要であれば、微力ながら議会も佐々町の利益につながる案件ということであれば、共に汗をかかせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、3番目の質問を終わりたいと思います。引き続き質問はさせていただきます、継続してですね。

4点目、最後の質問なんですけど、給食センター新設についてということで上げております。2018年、平成で言うと30年6月、2020年、令和2年6月、私は一般質問を行っております。しかしながら、いまだ進展を見ないと。2018年、いわゆる平成30年の答弁では、基本設計及び実施設計含め3か年の期間を必要とする事業と伺っております。アレルギー対策等、命に関わる重要かつ急務な事業、現状の進展はいかに。1問目として聞かせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように現有施設の老朽化、あとアレルギー食対応等の多くの課題があり、給食センターの建設には急がなければならないと考えているところです。ただ、本年度が町長、町議員の選挙があったことから、本年度の具体的な動きはできておりません。しかし、町の4大事業の一つとして、給食センター建設の方向性が明示されておりますので、その実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御指摘のとおり、給食センターが2018年からずっと計画をしていたんですけど、なかなか遅れているのに対しては大変申し訳ございません。

給食センターの建設というのは、私も重要であるということで急がなければならないという認識は強く持っているところでございます。そのためには、やはり建設地の確保というのが必要ありますので、今後、様々な対応については検討を進めなければならないと思っておりますし、その中で設計や工期を考えると、時間的に切迫しているということも認識もしておりますけど、やはり計画とか進捗状況については、今しばらく猶予をお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

2018年、いわゆる平成30年に質問した、先ほどの質問と一緒にですけど、繰り返しになりますが、2021年供用開始が目標と言われたんです。もうできとる、ことしから進めていければというような流れだったと。課題は何か、用地が決まらない。原課は頑張られたが、いろいろな問題に遭遇し、現場では厳しい。やっぱり政治的な部分でトップが動いていただかないと、これ問題解決は厳しいんじゃないかなと思っております。

私は中学校のプールを潰してというふうな提案をしましたが、なかなかそれが厳しかつ

たということで、両小学校が中学校に来ますので、そこで中学校の施設内にあれば、両方が給食という部分のありがたいということ子どもたちが感じ得るということでベストじゃないかというふうに感じたんですけど、なかなか用地の広さとかそういった諸課題によって断念し、北部にということも結局用地は断念。先ほど繰り返しますけども、基本設計、実施設計から3年間かかると。我々の任期は4年しかない。果たして任期中に片づく問題なのかと。もう既に2021年、今7月です。もうすぐ半分が終わろうかなという状況で、来年度を待てば、来年度に基本設計、実施設計という話になれば、任期中に果たしてという話になってしまうんです。子どもたちも中学校生は3か年で卒業するんです。もう急務以上の急務じゃないかなと感じます。

厳しい状況であるというのは、先ほどの答弁で分かりましたが、町長の目標として政治的な活動、そういった動きはいつ頃までに進めて、基本設計、実施設計を来年度当初予算に間に合わせようという意気込みがあらわれるのかを最後の質問とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、阿部議員も御存じのとおりコロナウイルス感染症とかいろいろな緊急の財政投資とか、それから、3年度の当初予算の骨格予算であったわけでございます。そういう中で、これからの財政計画というのをもう少し見通しを立てさせていただいて、具体的なスケジュールは作成させていただきたいと考えておりますので、今回の選挙において、私も給食センターの建設の取組みについても公約に掲げておりますので、今後のスケジュール等については、いましばらく猶予をいただければやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）
苦しい答弁になられるとは思いますが、やっぱり基本設計、実施設計から3年かかるということを考えれば、最低でも来年度の当初予算に計上しないことには、我々の任期中に間に合わない課題になるというふうに認識します。町長、集大成というふうに新聞報道でも出ております。4期目の集大成だと。意気込みとして、来年度当初予算に上げる意気込みがあらわれるのかを再度確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
意気込みはありますが、予算全体がどうなるか分かりませんので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

町長、4期目です。集大成と新聞報道にも出ております。是非とも実現させてください、任期中に。

最後にエールを込めて、任期中に解決するというふうに、もう言うだけのように、私一議員としまして、集大成を集大成であられるようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですね。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

はい。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6番、阿部豊議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。

（14時08分 休憩）

（14時17分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田 康範 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により1番、平田康範議員の発言を許可します。
1番。

1 番（平田 康範 君）

ただ今議長より質問の許可を得ました1番、平田でございます。

本日は、改選後の初の定例議会ではありますが、いまだに新型コロナウイルス感染症が収束していない今日でありますので、できる限り、時間を短縮できればと思っておりますので、町長のほうの回答も簡潔にお願いをいたしたいと思っております。

さきに行われました町長、それから町議会選挙におきまして、いろいろな方々とお話をする機会がございました。そこで、本日は、地域の思いを町政に反映すべきだというような考えから、町道の維持管理と高齢者の外出支援、この2項目について通告をいたしております。

しかしながら、町道の維持管理につきましては、先ほど6番議員より質問されていますけれども、私も中山間部に住んでおる関係から、中山間部の道路を中心として私からも若干お尋ねをしておきたいと思っておりますので、よろしくお話をいたします。

まず、町道の維持管理につきましては、平成30年12月議会、それから平成26年の12月議会、それと私が当選しました平成25年の初議会の過去3度の質問をいたしております。特に、山間部の道路については、先ほど6番議員さんも申されましたように、十分な維持管理がなされていない状況だということで、私も判断をいたしております。町の大きな財産である町道の維持管理は、先ほどからも言われておりますように、安全で快適に、また安心して利用できるよう、道路の排水が適切にできているのか、さらには道路サイドの雑木などが通行の支障となってい

ないのか、管理者として点検、管理することが責務でありますけれども、先ほどの回答で、各課で点検調査をするということで、12月議会前には報告をしたいということでございますが、期間的にどうなのか、この若干疑問もありますけれども、道路管理者として町道の維持管理について、相対的にどのような見解をお持ちか、私からもお尋ねをしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどから道路の件についていろいろな御迷惑をおかけしていると思っております。道路の管理、維持管理の責任でございますけど、やはり、道路法の第42条の第1項に、道路管理者は道路を常時良好な状態で保つように維持しなければならないし、修繕をし、もって一般交通に支障が及ばないように努めなければならないと規定されておりますので、やはり我々としましては、住民の方が安心して通行できるような道路を維持管理するということは、町の責任ではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、今、管理者として維持管理に努めるということでございますけれども、通告いたしております2番、それから3番、これにつきましては、先ほどの6番議員の質問と重複する点もございますので、今回はちょっと差し控えたいということで思っております。

今後の具体的な改善策、これについて伺っておきたいと思っておりますが、町中心部の道路以外は、やはり御存じのとおり、歩車共存の構造でありまして、人や自転車、あるいは車が移動する場所でありまして、子ども、それから高齢者はもちろん、全ての利用者にとって安全かつ快適な道路環境でなければならないということでございます。

しかしながら、先ほど来から申し上げておりますように、竹の笹とか雑木の枝などが垂れ下がった場所では、やはり車の走行に限らず、人が通るのも危険な状況であるのは現実であります。

車の走行に限らず、人が通るのも危険な状況ですけれども、私の地区も山間部ではありますが、一例を申し上げまして、山間部の町道のどういう状況にあるんだというのを認識していただければと思ひまして、若干一例を申し上げたいと思ひますけれども、7月4日、町民大清掃ですね、これ地域の方々の協力で、これ各班で班編成しまして地区割をしてですね。そして、2班ぐらいで十二、三名になるんですが、その方で道路の両サイドに生い茂った雑草などを刈ったわけですが、班によっては、この十二、三名で2キロの距離を払っていきなきゃならんですよ。大変な作業なんですね。町中心部の方としましては全然違うんです、山間部のこういった地域の方々の奉仕作業というのは。距離2キロっていうたらそこそこの距離なんですね。これをやはり十二、三名で刈っていくと、そういうようなことでございます。

そういうことで、地域もやはり6番議員さんも言われましたように、高齢化が進み、なかなか十分な作業ができないと、そういうことで、地域住民での作業もやはり限度がございます。道路ののり面の竹林とか、あるいは道路まで垂れている雑木の枝などは、道路管理者として町で行っていただきたいというのが地域の皆さん方の切実な思いです。奉仕作業をしてみてもいい。

また、直近の事例を1点申し上げますが、7月10日の土曜日の早朝、住民の方から大きな木

が倒れておって、通ることができないということで連絡がございました。当日は、土曜日ですけども、夜は強風も吹いていなかったんです。しかし、朝方、倒れておったということで、瞬間的に突風が吹いたのか要因は分かりませんが、現地に行きましたら、ちょっと写真を撮ってきておりますが、こういうふうな大きな木がもう1本倒れて道路をふさいでいるんですよ。この道路、この倒れている先には民家もあるわけです。ですから、民家があって、やはりこれは、今後通行に支障を来すということで、連絡いただいた方と協力をいただいて、これは応急的な撤去作業を行いました。

その後、幸いに私どもの地区に林業作業用の特殊な機械を取り付けた油圧ショベルカーをお持ちの方がいらっしゃった。その方ですと挟んで出すとか、切り出すとか、そういった作業をしていただいて、何とか通行に支障がないような状況になったということですが、私が議員になりまして初めての議会の質問で、山間部の道路状況の環境改善ということで質問をしたわけですが、町長は中山間地の道路については、雑木とか竹、雑草の生い茂りがひどいということで、予算を付け、特殊作業車等を用いて作業により、年次的に道路の環境整備を実施しているということで回答をいただいております。これも先ほど、6番議員の質問と同じになるわけですが、実際、その後、8年前に道路管理上、支障があるような樹木や竹、そういったものを専門業者によって伐採されて、本当に道路環境はよくなりました。しかし、今日まで8年経過しているということで、雑木や竹の整備、これはもう早いものですから、ただ今紹介しましたような、倒木するとか、あるいは生い茂るとか、そういったことがいつ何時発生してもおかしくない、予測もつかないのが山間部の道路状況なんです。

そこで、予算をつけてということでございますけれども、山間部の道路については、今後調査して報告がなされるようでありまして、地区別に年次計画を立てて、そして5年ないし6年の周期で、やはり本格的に業者による環境整備、これに努めるべきではないかと。

地区別に計画を立てて五、六年の周期でいけば、ずっと町内一円整備していく形になるわけですね。気にせず。そういうことで、この業者による本格的な整備についてはどのような見解をお持ちかをお尋ねをいたしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

維持管理につきましては、建設課の現場の行き帰りとか、それから道路維持の補修関係の巡察の際にパトロールを随時実施していると思っておりますけど、なかなか目が行き届かなくて、できていないところがたくさんあったと、私も選挙中に回りました。分かりました。

やはり、そこら辺はきちんと原課のほうにも、我々も私も行っていますし、やはり整備をさせていただかなければならないんじゃないかと思っておりますし、やはり軽微な作業については、道路維持の補修班とかシルバーによってさせていただきたいと思っております。

しかしながら、先ほど、平田議員がおっしゃったように、山間部の町道というのは、倒木といますか、木が繁茂しておりまして、なかなか樹木があつという間に大きくなるということで、五、六年の周期で業者に環境改善をする必要があるのではないかと御指摘がございました。

定期的に、やはり伐採する必要があるとは私も思っていますので、五、六年の周期になるかどうか分かりませんが、やはり全体を見ながら計画的な、計画を立てながら予算を配分させていただいて、伐採などを行うということで、やはり住民が安全に使うことができるような道路といたしますか、整備を進めていかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

やはり山間部に限らず、やはり道路の環境整備というのは、地域の方々の切実な思いでございますので、今言われましたような形で、今後とも計画的に道路の維持管理に努めていただくことを強く求めまして、次に通告いたしております高齢者外出支援の見直しということでお尋ねをいたします。

このことにつきましても、さきの選挙において多くの方々とお話をする機会がありまして、特に町中心部より遠隔地にお住いの方からの切実な思い、これを伺ったところでございますけれども、現在、実施されております高齢者外出支援タクシー助成事業、これについては、令和元年9月議会で質問し、この助成内容の見直しというのをただしているわけでございますが、そのときの町長の回答等を要約しますと、山間部などの遠隔地の方は乗車料金が助成額以上となり、多額の自己負担になっているのが実態であり、福祉計画の住民アンケートでも意見があるとお聞きしていると。また、今後高齢者の増加で必然的に制度の見直しも必要ではないかと考えられると答弁されております。

しかし、町の財政負担の増加が予想されるし、さらには地区によって利用条件に差を設けたときに、課題となる公平性を考えなければいけないと。地域福祉計画の策定委員会でも、高齢者の移動支援については解決すべき生活の課題として取り上げられており、外出支援タクシー助成と新たな移動支援など組み合わせができないか今後研究するというで回答をいただいております。

タクシー助成と新たな移動支援が組み合わせできないか検討するというで伺っておりますけれども、このことについてどのように検討されているのかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

高齢者、さっき阿部議員にもお話をしたんですけど、高齢者の外出支援ということで、外出支援のタクシーと、先ほど新たな移動支援という組み合わせということでございますけど、外出支援についてでございますけど、結論ということではありませんが、方向性として整理をさせていただきますので、少しお話をさせていただければと思っております。

令和2年の下半期におきまして、新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、フレイル予防対策としまして30名程度の想定で移動支援ですね、困難者の移動支援を試験的に実施いたしました。結果は、買物に行く時間とか病院に行く時間が決まっていることから、時間が拘束されて自由がないということを理由に20名の参加ということになったわけでございます。こうした参加者の皆さんからの買物支援では店内での支援が必要であると。そういう意見が多く出たところでありまして、なお通院は大変好評を得たというところがございます。

これまで議会においても、年間48枚では枚数が足りない、それから2か月の8枚の利用制限の見直しと色々な御意見をいただいております。これまでも取組みにつきまして踏まえると、次のような課題があるのではないかと、私は考えているんですけど、1つは、先ほど申されましたように、山間部と中心部という地域間の公平性、これがどう確保するのかということと、それから、移動支援を必要としている人に支援ができていくのかということ、それから、定期的な通院を必要とする人の経済的負担が軽減できないのかということと3つ一応課題として上げておきまして、こうした課題を踏まえながら、健康長寿につながるような移動支援の仕組

みというのを、令和4年から進められるように、現在、素案づくりを今進めているということで、町内会長さんとか、やはり民生委員さん等の御意見もお聞きしながら、今後の移動支援の案を取りまとめて、11月ごろまでということを目途に、担当委員会に御説明できればと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

現時点で整理すべきと考えておりますので、移動手段がない方へのアプローチでありまして、その上のような組立てをすべきかということになります。地域の意見を聞きながら整理するというので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

タクシー助成と別に移動支援ということで試験的にされて、30名が20名程度と、そこに時間的な拘束もあるということで、なかなか見直しも必要かということですが、やはり、今町長が答弁されましたようなことで、新たな支援というのも必要でありますので、そこは早急に検討されて、議会のほうに報告をしていただければと思います。

実は、平成30年、それから令和元年度の助成事業、これの実績を捉えて申し上げますけども、平成30年度においては、このチケットの交付対象者1,749名、これに対しまして916名ということで、交付割合が52.4%ですね。それから、その交付しましたチケットの使用割合、これも50%以下の48.9%、交付申請しても半分の方しか使っていないというような状況です。

さらには令和元年度、これは交付対象者が1,764人に対しまして、交付されましたのが973名、これ交付割合、これは前年度より若干上がっておりますけども55.2%、それからチケットを交付していただいても、そのチケットの利用割合、これも50%以下の46%ということです。

これを見ますと、やはりこの実績についていろいろな要因もあるかと思うんですが、この交付された地区をちょっと見てみたんですが、町内会別の交付者割合を捉えてみますと、交付割合、この交付対象者に対しての交付割合、これが50%以下は中山間地域とか、それから遠隔地の方が多いです。近くの方がやはり交付申請されていると。このことは、やはり現行の制度内容で満足な利用ができるというような思いがないというのが、やはり一つの要因ではないかと私は考えております。

町長はチケットの枚数に差を設ける、それから利用条件に差をつけるなど見直した場合、一番問題になるのは、先ほど言われましたように、公平性と言っておられますけども、山間部や遠隔地にお住いの方は町長の考えとは違うと思います。同じ75歳の高齢者を対象にした外出支援事業で、住居地が町中心部から遠いだけで乗車料金の自己負担が多くなる、このことこそが同じ制度の中で公平性に欠けていると、そのような考えをお持ちの方が多いのではないかと、私もそのような考えであります。町長の公平性についての見解を伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、私が言ったのは、中山間部と中心部との地域間の公平性をなくすようにするという事です。だから、近くから行った人と遠くから行った人の負担を同じ割合にするということは、今考えています。だから、公平性を保つということを言ったんです。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

今言われたんですね。前回の質問のときに町長は言われているんですよ。一番問題になるのは公平性だと。利用条件に差を設ける、これが公平性に欠けるというような言い方をされているんですよ。ですから、これは公平性、私は、これが公平とは言えないんだということを言っているんですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は、さっき3つの課題があるということでお話いたしました。山間部と中心部という地域間の分の公平性といいますか、それをどう担保するというのが今から重要になってくるんじゃないかということ、それも一つのことと言いましたけど。

それと、それから移動支援を必要としている人の支援ができていますのかと。

それから、もう一つは定期的な通院を必要とする人の経済的な負担というのを、やはり軽減できないかということ、必ず通院しなければならない人もおらすわけですね、ずっとしなければいけない人がいらっしゃるの、そこら辺を課題があるんじゃないかということ、3つ課題があるということで、私は、だから、山間部と中心部というのを、やはりこれは公平がなっていないと、同じ枚数で割り当ててではなくて、そこら辺は十分公平性を保ってやらなければならないんじゃないかということでお話をしたわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

前回質問をしたときは、この公平性は差を設けることが公平性に問題が、そういうことをすることで、公平性に問題があると言われましたので、私が今回、それは違うんじゃないかということで、今町長はそれを見直した形で答弁をされております。

次、移ります。全国多くの自治体で実施されておりますこの高齢者外出支援事業は、高齢者の社会活動への参加を促すとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とされているのが事実であります。

本町の外出支援は月2回ですね。病院、あるいは買物に行くことを想定し、往復4枚、ですから年間48枚の利用券が交付をされております。

本町の65歳以上の高齢化率は、令和元年度で見えますと27.52%ですね、高齢化、65歳以上の方の高齢化率。そういうことで今後さらに高齢化が進むものと考えられますけども、言われますように人生100年時代を迎える中で、高齢者の社会参加のニーズが多様化する、又は外出する機会も多くなると考えられますが、やはりこの本事業が時代に即した持続可能な制度となるためには、現行の48枚の利用券、それで交付が十分なのかと、この48枚で本当に満足していますか、十分なのか、検討が必要ではないかと。

さらには、やはり先ほどから言っておりますように、居住地によっては乗車料金の自己負担額が大きく異なると。ですから、町中心部からの距離に応じた地区を定めて、利用券の交付枚

数を増やすとか、あるいは遠隔地でお住いの方は二、三名で乗車して複数の利用券を使う、そういうことで自己負担っていうのは軽減できますよね。そういった見直しも必要ではないのかということです。

ここで言いますように、75歳以上の方が、住居地がどこであれ、誰もが同じありがたさ、これをやはり感じとるためには、やはり今言いますような、制度の見直しというのが必要ではないかということです。

町長は、選挙公約で掲げられていますよね。だれもが安心して暮らせることができる町をつくる、そのために5番目ですね、外出支援のタクシーの助成を大幅に拡充し、日常生活を支援しますと、公約でうたわれております。

さらには、今後、これまた別の観点から申し上げますが、今後75歳以上の方、これは医療費の窓口負担が年収200万円以上の方が2割負担に引き上げられるようになっているんです、これがね。そういうことで、これも一つの日常生活の中で支援をしていかなければいけない。そういうためにも、やはりこのタクシー助成の見直しというのは、早急に見直す必要があるんだということで、いつまでにどのように大幅に拡充しようと考えられておるのか、公約するってうたわれておりますので、ですから、このタクシー助成を大幅に拡充しようと考えられておられるのかをお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これも先ほども申しましたように、外出支援事業ということで、全体的な今見直しを行っておりますので、今年の11月ごろを目途に担当委員会のほうにお示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（平田 康範 君）
質問は控えますけれども、検討をしますでは、町民の思いは行政にも反映されません。ですから、是非真剣に取り組まれることを求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
これで、1番、平田康範議員の一般質問を終わります。
暫時、15時まで休憩といたします。

（14時48分 休憩）

（14時58分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川 忠 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川忠です。2期目に際して、また一般質問をまたやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと内容的に重複するところが、先輩議員とのことが多々あると思いますが、そのところはちょっと割愛しながらやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、1問目からいきます。

大雨や台風の自然災害時期を迎えるにあたり本町の対策は。質問の要旨、先日の静岡県熱海市などの想定外なる降雨量に、山間部より大規模なる土石流発生。短時間の間に数多くの死者、行方不明者が続出と報道されました。本町も山間部に囲まれた地形であり、大雨による上流よりの河川の決壊は、昭和42年の大規模水害被害による記憶は風化することはありません。住民の皆さんが一番望まれているのは、安心、安全な町であります。現時点で、本町が取り組んでいる未然災害対策についての現状をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

5番議員の御質問にお答えいたします。

未然災害の対策についてということで、町では平成29年度から令和3年度までに未然災害対策としまして3つの事業を実施しております。

1つ目は、29年から30年度までに各避難所に表示板とそれから誘導板を設置いたしまして、総合のハザードマップというのを作成しているところでございます。

2つ目は、令和元年度から令和2年度までの2か年事業で、地域防災計画をはじめとした防災関連の計画とマニュアルを作成しているところでございます。

3つ目は、令和2年度に避難所の新型コロナウイルス感染症対策としまして、パーテーションとそれから簡易ベッド、エアマットなどの備品を購入させていただきました。こちらは、町の指定避難所をはじめ、各町内会集会所の中のほうにも整備をさせていただきました。

17の町内会におきまして防災倉庫を設置させていただきました。令和2年度の繰越事業としまして、令和3年度に集会所が30町内会に、低濃度のオゾンの発生装置というのを整備させていただいているところでございまして、そういう未然対策、未然の災害対策をやりながら、やはり本町は低地でございますので、やはりそういう災害というのを起こる可能性がたくさんあるわけございまして、我々としましても、そういうことをやりながら災害の未然防止に努めなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。私もちょっと調べたところによりますと、現在まで災害対策として令和2年に7月14日火曜日、避難所開設訓練実施などをなさっております。これは、地域交流センターのほうで多目的な1階のほうで、今回はやっぱりどうしてもコロナ禍がメインになりまして、災害における密が大変危惧されますので、そのところは3回に分けて実施なさり、その出席者は議員、または町内会長と、あとは役場職員で、なかなかいいことだなと私は思い

ました。

でも、せっかくなら、もっと住民の方にこういうことをやっているよということを知らしめる必要があるんじゃないかと、せっかくいいことを企画してやっていらっしゃるのに、どうしても何か御存じない方が多いみたいな感じがするんですね。それもありますし、またほかにも結局、各町内会にプレハブの防災倉庫をおつくりになっていますよね。それは令和3年、ことですかね、なっておつくりになっているんですかね。各町内会にはどれくらいというか、先ほどおっしゃったのが17倉庫ぐらいつくっていらっしゃるんですか、それは結局、自治体の町内会長が判断して要る要らないということだったんでしょうか。ちょっとそこのところお聞きしたいなと思って、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

コロナ対策の一環としまして防災倉庫等の整備をさせていただいております。最近では、低濃度オゾン発生装置ということで、7月6日に購入しまして、随時、必要な町内会のほうに配付させていただいております。

御質問の防災倉庫、32町内会ありますけれども、17町内会しか設置しておりませんが、これにつきましては、各町内会に希望を取りまして、かつ職員も出向きまして、防災倉庫の設置できる場所があるかという部分を確認させていただいて、その中で17町内会が希望されて設置したという状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

分かりました。やっぱりどうしてもそうやって、そこにどうして防災倉庫をせっかく役場のほうからおつくりになるのに、17か所だけであと33いらっしゃる地区があるのに、なぜ防災倉庫が必要じゃなかったのかという原因はなんですか。そのところを。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

先ほど説明しましたとおり、設置する場所があるか、それとコロナ対策の基本的な部分をコロナ対策で買いました、購入いたしましたパーテーションとか簡易ベッドとかエアマットとか、そういうものをしまうための倉庫ということで、町内会自身にその倉庫があるというところは整備されていないという状況になっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

分かりました。そうやって各町内会で判断も分かれているようですが、そうやって町のほうからやっているっていうことをどんどん皆さんにお知らせするということが大変いいことじ

やないかと思えます。

つきまして、今回、また新たに今月の19日の月曜日にまた避難所、2回目の避難所開設訓練を実施なさっていますよね、交流センターのほうで。その時はちょっとグレードアップしたような、段ボールじゃなく、LOGOSか何かちょっとブランドのテントを持ち込まれて、それをちょっと組み立てて、みんなで実際に体験してみるというような形でしたが、そうやって人間的には数多くの方が参加はできなかったけど、そうやって今後もそういう事業を取り扱ってやっていくということは大事なことじゃなからうかと思えますので、今後とも継続して、よろしくお願ひします。

それと、最後に、1問目の最後に、令和2年の9月の定例会の一般質問で、私が検討すると言われた災害対策の危機管理課の創設はその後どうなったのかとお聞きしたいと思ひますが、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

危機管理課について、創設について御質問がこの前あっております。今、職員数とかいろいろな問題がありますが、危機管理室の創設については現在、危機管理に関する事務というのは総務課で行っておりまして、現時点では危機管理課というものは考えていないというところでございます。危機管理課に限らず、機構改革については、やはり組織全体で見直しを行いながら今後検討しなければならないんじゃないかと思っております。

なかなか職員の、人間的にもなかなか厳しいわけでございますけど、これを創設した場合は、現在の総務課の職員数よりも少ない職員数になるということは予想されておりますので、災害時には日夜関係なく、職員には全部災害警戒本部ということで、災害対策本部を運営していくこととなりますので、人数の確保はできているということで、現体制で対応を進めていきたいと考えておりまして、しかしながら、近年、大規模な災害というのが頻発しておりますので、担当職員はもちろんでございますけど、そのほかの部分、職員の方にもやはり防災に関する知識というのは、知識の習得というのは、やはり大変重要な課題になっているんじゃないかと思っておりますので、やはり避難所の運営をはじめ、災害対応については、やはりいつ何でも、いつどんなときでも起こるか分からない意識を持ちながら、全職員の資質向上というのは努めていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

町長のおっしゃるように、今現時点では、課を別につくるようなことはない、総務課が今まで担ってきたので、その現状で、人員配置につきましてはいろんなことがあると思ひますが、少しでもやっぱり安心安全なまちづくりのためにも、創設は難しいかもしれませんが、職員の方に負担がまたかかりますので、そのところはまた2問目の話とちょっと引っ掛かりますので、そういうことで創設はしないということで、今の現状の総務課でやっていくということでお聞きして、納得しました。

では、2問目にいきたいと思ひます。2問目は、終息の見えないコロナ禍において職員に負担増となつてはいないかということです。

本町も、新型コロナウイルス感染症による65歳以上のワクチン接種も終了間近の状況の中、

先月においては町職員が本町29例目となる感染者が発覚。これも職員の業務多忙による労務過剰が要因ではなかったのかと思われまます。職員の業務負担増が残業につながり、精神面にて不安定を生じ、職場だけではなく家庭内でも病んでいる状況はないのか。そこのところをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

新型コロナウイルスが発生しているということで、やはり対応というのも大変厳しいところがございます、職員のほうにもやはり厳しい状況が出ているのではないかとということも、我々もそれを心配しているわけがございます。やはり、メンタル面ということでなかなか職員の方にも厳しいところがあるわけがございます、我々もなかなか厳しい対応というのがせまられているのではないかと考えております。

職員の業務負担というのは大きく影響しているのは間違いないわけがございますけど、令和2年度から各課様々な感染防止対策とか、それから給付金事業とか、それから経済対策事業などを実施しているということで、限られた職員の中で、職員数で新たな事業業務というのを負担している状況でありまして、職員の業務が増えるということで、勤務時間の増加につながっていると。そうした中で、やはり職員の精神的なケアとかメンタルヘルスの対策が大変重要になっているのではないかと、私は考えているところでございます。

職員のメンタルヘルス対策としましては、毎年のストレスのチェックを行っておるわけがございますけど、令和2年度においては、その結果を活用した職場の改善研修とか職員の健康づくり講座としての心の健康に関する研修も実施をいたしたところでございます。

また、職員の悩みについては、気軽に相談しやすい職場環境といいますか、話しやすい組織の風土づくりというのが大変重要なことになるのではないかと考えておりますし、やはり現状において、特に組織におけるコミュニケーションの活性化というのが目的でございます、風通しのよい職場づくりというのを、啓発を行っている状況でございます。

なお、メンタルヘルスケアにつきましては、一過性の取組みではなくて、継続的に取組んでいくというのが必要でありまして、また、ウイズコロナなど、これからの新しい時代を進んでいくにあたっては、組織を構成する職員一人一人が、自分たちの職場をよくしていきたいという意識を持つということが大変重要でございます、業務は大変ですけど、やはり助け合いながら、悩みを相談しやすい、働きやすい組織、風土というのを、やはり我々がつくっていく必要があるのではないかと、責任を痛感しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

業務改善を行うということと、メンタル面で再度、行政側からも職員の継続的に見守っていくと、そういうことをお聞きしていますが、現在、そういう状況下にある職員は今のところいらっしやらないんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

病気休暇、病気休職という形で職員数をいいますと、現在、3名ほど休職休暇の職員が発生しております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

実際にやっぱりそういう3名の方がいらっしゃって、そういう方がゆくゆくは結局、業務が余りにも過剰で、やっぱり職をお辞めになるとか、そういうことにつながるのではなかろうかと思って、皆さんが、職員の皆さんもやっぱり町の、町民のため、一員でもありますし、そこで一生懸命やるのが本来の職務と思われていると思います。我々議員もそうです。

だから、今後はそういうメンタル面もしっかり考えた上で対応し、その過労にはなるなというのは大変難しいと思います。これだけ業務が増えている状態で。なおかつ、職員の皆さんが、町民は先日も4月の初めのほうから40歳以上を対象にした定期検査とかありますけど、職員の方もそうやって検査、診断とかそういうことはなさっているんですか。メンタル面だけじゃなくて。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

職員の健康診断についても職場健診という形で進めさせていただいておりますし、共済組合がございまして、そちらにつきましては人間ドック等の補助を行いながら、人間ドック等の形も進めさせていただいております。

また、メンタル面につきましては、ストレスチェックということで、毎年大体12月から1月にかけて職員、正規職員と会計年度職員を含めまして検査を実施しております。

ちなみに、令和2年度で実施いたしました対象者が226名、そのうち受検者が199名、受検率88%になっております。これ、本人の希望によってどうしても受けるものでございますから、また本人の個人的な、個人情報的なものがございまして、その結果につきましては、本人自身しかお知らせしないという形になっております。

なお、個人結果としましては、高ストレス判定者が19名いて、そのうち1名が産業医の面談を実施したという状況になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございました。そうやって管理なさっているということをお聞きして安心しました。

では、3番目の質問項目にいきます。

本町は75歳以上の外出支援策、タクシー券の助成を行っていますが、親族の利用はできないものかと、そこをちょっとお話したいと思います。

平成27年7月より、病院通院、買物難民などの外出支援として、75歳以上の方にタクシー利

用券を助成なさっていますが、対象者にはこういう助成があると、広報紙に載せるなり、そういう告知などはなさっているのか。そのところをちょっとお聞きしたいなと思って。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今言われる住民への周知の件でございますけれども、これにつきましては、地域包括支援センターのスタッフが地域を回る中で説明をしたり、老人会等様々な会合の中で説明したりするような形で対応しているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

そうやって地域の見守り活動をなさっている方面のほうからお知らせということで、その冊子で書いてあるとか、そういう広報紙に載せるとかそういうのは全くやっていらっしゃらないんですね、今まで現在。

確かにこれに関しては、先ほど1番議員が御質問なさったように、何か利用の頻度がやっぱり格差の状態で大変であるということは、これは大きな問題ですよ。だから、これちょっと重複しますので、ちょっと割愛しますけども、私としては、これを、数を増やせとか、そういうことではなく、タクシー券の利用を本人以外の方ができないか。これはちょっと難しいかもしれませんが、当事者が御夫婦で高齢と、75歳以上になって、片方の配偶者が入院など、施設に入ったりとかされた場合に、御本人は使えなくても配偶者、または親族の方がタクシー券を利用してお見舞いに行くとか、結局、何ですか、世話をするとかいうのに使えないかなという利活用の方向性でできないものかと思っています。いかがなものでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、先ほど課長が申しましたように、地域包括支援センターのスタッフが地域を回りながら説明して、老人会の説明を行っている外出支援タクシーについての説明を行ったりはしているんですけど、現状、令和元年度の実績が1,755名の対象者でございまして、973名に対して交付しておりまして、決算額につきまして1,125万2,000円ということになっております。

今、長谷川議員がおっしゃったように、対象者の範囲の緩和についてでございますけど、要綱では御指摘のとおり、本町に住所を有する75歳以上の高齢者で心身の障害者、福祉タクシーの助成事業のサービスを受けることができない者ということになっておりまして、今のところ、その中で配偶者とか親族まで対象とはしていないということでございます、その緩和につきましてでございますけど、看護とか見守りとかいった行為っていうのをどのように確認するかという事務的な手続っていうのをまず必要でありますので、現時点ではその緩和というのが大変厳しいのではないかと考えております。

どちらにしても、今から町内会長さんとか民生委員さん等に御意見を伺いながら、この移動支援につきましては、十分移動支援についての案といいますか、それを取りまとめますので、11月ごろを目途に、先ほど申しましたように、委員会等に諮りながら取りまとめをさせていた

だきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

完全に配偶者等に利活用ができるかということは無理ということですよ、やっぱりね。そうやってことしの11月から、そういうふうに町内会とかで皆さんとお話をして、移動支援のことをさらに方向性を考えると、そういうことでよろしいんですね。そこでまた新たな、結局、今までちょっとデメリットだったことがメリットにつながるような移動支援対策ということが確立することを祈って、私の質問は終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、5 番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会とします。

お疲れさまでした。

（15時25分 散会）